

評価書様式

様式 1 - 1 - 1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人北方領土問題対策協会	
評価対象事業年度	年度評価	令和2年度（第4期）
	中期目標期間	平成30～令和4年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	内閣総理大臣		
法人所管部局	内閣府北方対策本部	担当課、責任者	内閣府北方対策本部参事官 中嶋 護
評価点検部局	内閣府大臣官房政策評価広報課	担当課、責任者	内閣府大臣官房政策評価広報課長 久保田 誉
主務大臣（融資業務のみ）	内閣総理大臣及び農林水産大臣		
法人所管部局	内閣府北方対策本部 水産庁漁政部水産経営課	担当課、責任者	内閣府北方対策本部参事官 中嶋 護 水産庁漁政部水産経営課長 石川 治
評価点検部局	内閣府大臣官房政策評価広報課 農林水産省大臣官房広報評価課	担当課、責任者	内閣府大臣官房政策評価広報課長 久保田 誉 農林水産省大臣官房広報評価課長 常葉 光郎

3. 評価の実施に関する事項
独立行政法人北方領土問題対策協会の自己評価に対して、「独立行政法人北方領土問題対策協会の評価に関する基準」（平成27年6月12日内閣総理大臣決定）に基づき、主務大臣の評価を実施した。また、評価の点検を行うに際しては、内閣府独立行政法人評価等のための有識者懇談会及び農林水産省国立研究開発法人審議会水産部会を開催し、意見を聴取した。

4. その他評価に関する重要事項
特になし。

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	B	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
		B	B	B	
評価に至った理由	評価基準に基づき、項目別評価は全ての項目が「B」であることから「B」とした。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<p>新型コロナウイルス感染症という困難な外部要因によって事業を中止せざるを得ない等の事情により、一部の取組において定量的指標を達成できていない部分もあるが、可能な限りの代替措置を講じるなどの努力も見られ、全体として概ね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。</p> <p>特に、重点事項である国民世論の啓発については、SNSによる情報発信数及び読者数が前中期目標期間最終年度より大幅に増加するなど、中期目標達成に向けた取組を着実に実施していると認められる。</p>
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特になし。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	引き続き、定量的指標及び定性的指標等の達成に向け取り組む必要があるが、特に、北方領土問題に対する関心度や理解度、運動への参加意欲が高まるよう、時代の変化や各種調査結果を踏まえ、各施策の更なる効果検証を不断に行っていく必要がある。
その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

4. その他事項	
監事等からの意見	特になし。
その他特記事項	特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-（1）	国民世論の啓発		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	0197

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
								予算額（千円）	575,690	551,944	522,939		
								決算額（千円）	501,933	471,461	245,836		
								経常費用（千円）	509,164	526,231	267,254		
								経常利益（千円）	73,365	79,120	306,466		
								行政サービス実施 コスト（千円）	526,945	—	—		
								行政コスト（千円）	—	568,668	284,068		
								従事人員数	4人	4人	4人		

注2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
北方領土返還要求運動の中核を担う方々の一層の高齢化を踏まえ、広く国民一般の北方領土問題に対する関心と理解を得て、国民運動としての運動の活性化という観点から、本中期目標期間中に目に見える効果を上げる。	北方領土返還要求運動の中核を担う方々の一層の高齢化を踏まえ、広く国民一般の北方領土問題に対する関心と理解を得て、国民運動としての運動を活性化する観点から、本中期目標期間中に目に見える効果を上げてい	北方領土返還要求運動の中核を担う方々の一層の高齢化を踏まえ、広く国民一般の北方領土問題に対する関心と理解を得て、国民運動としての運動を活性化する観点から、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの中期目標期間中に目に	<その他の指標> P D C Aサイクルの実効性を確保し、効果的な事業を実施するため、国民一般の北方領土問題に対する関心度や理解度、運動への参加意欲、それらへの協会事業の寄与度などを測定する調査が適切に実施されているか（初年度及び	<評定と根拠>「B」 国民世論の啓発について、北方領土返還要求運動の推進、青少年や教育関係者に対する啓発及び国民一般に対する情報発信（小項目）ごとの自己評価は、いずれもB評価であることから、全体として、当該事項の評価をBとした。 <主要な業務実績> ○効果的な事業を実施するための調査について 令和2年12月に、全国の18～69歳の約3,000人を対象に「北方領土問題に関する国民世論の啓発に係る調査」を実施し、国民一般の北方領土問題に対する関心度や理解度、啓発活動への参加意欲、それらへの協会事業の寄与度等を測定した。 本調査の結果として、若年層の北方領土問題への関心が他の年代と比べると低い一方で、若年男性は啓発活動への参加意欲がどの年代よりも高いこと等が分かった。この結果を基	評定 B <評定に至った理由> 国民世論の啓発について、北方領土返還要求運動の推進、青少年や教育関係者に対する啓発及び国民一般に対する情報発信（小項目）ごとの評価は全てB評価であり、全体として当該事項の評価を「B」とする。 【効果的な事業を実施するための調査について】 本中期目標期間中2回目となる国民	

<p>そのため、全国における活動の推進、青少年及び教育関係者に対する啓発等を通じた運動の担い手としての後継者育成の強化に加え、これまで啓発の効果が必ずしも十分に及んでいなかった世代、地域などの関心や理解の底上げを図ることに重点を置く。特に若年層への情報発信に徹底的に取り組む。また、民間企業等（例えば、先の大戦の関連資料等を保有する機関なども含む。）と連携した取組も進める。</p> <p>その前提として、P D C Aサイクルの実効性を確保し、効果的な事業を実施するため、国民一般の北方領土問題に対する関心度や理解度などを定量的に把握する。本中期目標期間初年度において、内閣府と連携しつつ、事業の有効性や費用対効果の検証を行い、その結果に基づき、既存事業の廃止や新規事業の創設、職員の関与の合理化を含む改善・効率化を徹底的に行う。</p>	<p>く必要がある。そのため、全国における活動の推進、青少年及び教育関係者に対する啓発等を通じた運動の担い手としての後継者育成の強化に加え、これまで啓発の効果が必ずしも十分に及んでいなかった世代、地域などについて、その関心や理解の底上げを図る。特に若年層への情報発信に徹底的に取り組む。</p> <p>取組の前提として、P D C Aサイクルの実効性を確保し、効果的な事業を実施するため、国民一般の北方領土問題に対する関心度や理解度、運動への参加意欲、それらへの協会事業の寄与度などを測定する調査を初年度に実施し、このほか、中期目標期間中に少なくとも2回の調査を実施する。</p> <p>また、内閣府と連携しつつ、初年度において事業の有効性や費用対効果の検証を行い、その結果に基づき、既存事業の廃止や新規事業の創設、職員の関与の合理化を含む</p>	<p>見える効果を上げていく必要がある。そのため、全国における活動の推進、青少年及び教育関係者に対する啓発等を通じた運動の担い手としての後継者育成の強化に加え、これまで啓発の効果が必ずしも十分に及んでいなかった世代、地域などについて、その関心や理解の底上げを図る。特に若年層への情報発信に徹底的に取り組む。</p> <p>国民一般の北方領土問題に対する関心度や理解度、運動への参加意欲、それらへの協会事業の寄与度などを測定する調査を実施する。</p> <p>また、事業の有効性や費用対効果の検証を行い、その結果に基づき、既存事業の廃止や新規事業の創設、職員の関与の合理化を図る。</p>	<p>そのほか本中期目標期間中に少なくとも2回実施)。</p> <p>事業の有効性や費用対効果の検証を行い、その結果に基づき、事業の改善・効率化を図っているか。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民世論の啓発に関する事項について、適切に実施されているか。 ・北方領土返還要求運動を国民運動として活性化するために、あらゆる地域、世代の国民、とりわけ次代を担う若い世代の北方領土問題に対する関心と理解を深めることに資するものか。 	<p>に、令和3年度の啓発活動の方針を「若年層を中心とした啓発」とし、教育者会議の活動強化、キャラクターを活用した啓発活動の広報及び魅力ある啓発プログラムの作成等により若年層の北方領土問題に対する関心度を高め、返還要求運動への参加につなげることができるよう、県民会議等の関係団体へ積極的な活動展開を求めた。</p> <p>今後も事業の効果検証やP D C Aサイクルの実効性を考慮の上、事業の実施に努めている。</p>	<p>一般の北方領土問題に対する関心度や理解度、運動への参加意欲についての調査が実施され、その結果も踏まえて次年度の啓発活動の方針を検討するなど、事業の効果検証が行われた。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>北方領土問題に対する関心度や理解度、運動への参加意欲が高まるよう、時代の変化や各種調査結果を踏まえ、各施策の更なる効果検証を不断に行っていく必要がある。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	改善・効率化を図る。				
--	------------	--	--	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-（1）-①	北方領土返還要求運動の推進		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律
当該項目の重要度、困難度	<p>【重要度：高】 これまで北方領土返還要求運動の中核を担ってきた元島民の高齢化が一層進む中で、北方領土問題の解決に向けた強い意志が世代を超えて共有されることが必要。そのため、あらゆる地域、世代の国民、とりわけ次代を担う若い世代の北方領土問題に対する理解を深め、関心を高めていくことが急務であり、目に見える効果を上げることが必要。</p> <p>【難易度：高】 問題への関心が相対的に低い層に情報を届け、関心と理解の底上げを図ることは容易なことではない。北方領土問題に対する関心や理解の度合いなどは、その時々々の社会情勢など外部要因による影響も想定される。評価においてそうしたことも考慮することを前提に、本中期目標期間において目に見える効果を上げていく必要から、チャレンジングな目標を設定。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	0197

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
各年度における県民大会等各地の事業への参加者のうち、若年層の割合及び初参加者の割合	前中期目標期間最終年度の水準を上回る。	若年層：19.6% 初参加者：58.8%	若年層：23.4% 初参加者：54.4%	若年層：21.3% 初参加者：59.1%	若年層：24.9% 初参加者：34.2%			予算額 (千円)					
北方領土問題等に関するSNS等による各年度の情報発信の件数	前中期目標期間最終年度比20%増	371件 ※前中期目標期間最終年度値：309件	387件	495件	452件			決算額 (千円)					
SNS等の読者数	前中期目標期間最終年度比10%増	27,528件 ※前中期目標期間最終年度値：25,025件	26,013件	39,379件	72,963件			経常費用 (千円)					
								経常利益 (千円)					
								行政コスト (千円)					
								従事人員数					

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
<p>全国各地の大会、署名活動、北方領土に触れる機会を提供する企画など北方領土返還要求運動に係る取組については、若年層など参加者の裾野の拡大や、取組の波及効果の増大に重点を置く。</p> <p>北方領土返還要求全国大会については、運動における中核的な行事と捉え、協会の関与の在り方を見直しつつ、大会の成果の効果的な情報発信などを通じ、北方領土問題に対する国民の関心度や理解度を高める。</p> <p>都道府県等における取組の推進については、取組事例の情報収集・発信の強化などにより、全国各地の取組の見える化、地域間の取組の情報共有・連携を進める。</p>	<p>全国各地の大会、署名活動、北方領土に触れる機会を提供する企画など北方領土返還要求運動に係る取組については、若年層など参加者の裾野の拡大や、取組の波及効果の増大に重点を置く。各年度における県民大会等各地の事業への若年層の参加者の割合及び初めての参加者の割合が前中期目標期間最終年度の水準を上回るよう、各都道府県民会議と連携し、若年層の参加及び初めての参加の拡大に向けた対策を各年度において講ずる。</p> <p>北方領土返還要求全国大会については、協会における一連の運動の推進及び啓発の取組に活かす観点から、協会の関与の在り方の見直し、大会の成果の効果的な情報発信などを通じ、北方領土問題に対する国民の関心度や理解度の向上に努める。</p> <p>都道府県等における取組の推進に</p>	<p>(ア) 全国に設置されている北方領土返還要求運動都道府県民会議（以下「県民会議」という。）や返還要求運動に取り組む民間団体で組織される北方領土返還要求運動連絡協議会及びその加盟団体等が開催する各種大会、街頭啓発、キャラバン、パネル展等の北方領土に触れる機会を提供する企画など北方領土返還要求運動に係る取組については、若年層など参加者の裾野の拡大や、取組の波及効果の増大に重点を置き、実施する。各種大会については、開催報告をSNSで発信することなどにより全国各地の取組の見える化を図る。</p> <p>(イ) 県民大会（県民会議等が主催して返還の訴え、啓発等を目的に行う大会をいう。以下同じ。）等に、研究者、実務家、元島民等を講師として派遣する事業を実施する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各年度における県民大会等各地の事業への参加者のうち、若年層の割合及び初参加者の割合が前中期目標期間最終年度の水準を上回るよう、協会は、若年層の参加及び初参加者の拡大に向けた対策を毎年度実施する。 ・北方領土問題等に関するSNS等による各年度の情報発信の件数を平成29年度比20%増。 ・SNS等による情報発信について、読者数又は反応数を平成29年度比10%増。 <p><その他の指標></p> <p>北方領土返還要求運動に係る取組への支援が適切に実施されているか。</p>	<p><主要な業務実績> 「B」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 北方領土返還要求運動に係る取組の支援について <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により協会、県民会議、北連協等が実施する事業についても対面方式での事業が中止を余儀なくされるなど、大きな影響を受けたが、オンライン会議システム等を使用した代替事業の実施を県民会議等に促し、コロナ禍による社会の変化に合わせた返還運動を展開した。 北方領土返還要求全国大会は無観客方式によるオンライン形式で開催し、生中継で全国を結ぶことによって、昨年度の会場参加者よりも多い約7,000人の視聴数を得た。各県民会議及び北連協においては、新型コロナウイルス感染症防止策を講じた上でオンライン配信を交えた県民会議の開催、各種広告媒体や地域のイベント等を活用した北方領土に関する啓発活動の実施、北方領土問題に係るパネル展の開催等の各種事業を行った。協会としてこれらの事業に対して、啓発資料及び資材の提供、啓発パネル及びビデオの貸与、講師派遣、経費等の支援を行った。 支援に際しては、事業内容が北方領土問題を解決して平和条約を締結するという政府の北方領土問題に対する基本的立場に合致していることを前提とし、費用対効果を十分考慮した上で、効果的、効率的な事業実施が行われるように、事業内容、規模、過去の実績等が支援条件に合致しているかを確認している。 また、支援を行った事業については、事業終了後に各実施団体から、参加人数、参加者の反応、事業における新たな取組状況等を記載する事業実施報告書の提出を受け、事業の効果を適切に把握するよう努めた。 新型コロナウイルス感染症の状況下においても、北方領土返還要求運動を途切れさせることがないよう、令和3年度もオンライン会議システム等を活用した啓発活動の実施及び支援を行っていく。 ○ 講師派遣について <ul style="list-style-type: none"> 県民会議等が開催した県民大会等に北方領土問題等の有識者及び元島民等を講師として派遣することとしており、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、学識者及び元島民ともにオンライン会議システムを用いてリモートで講演してもらうオンライン講師派遣を実施した。 ○ 統一的アンケートの実施結果について <ul style="list-style-type: none"> 北方領土返還要求運動の中心として携わってきた元島民が高齢化を迎えており、返還要求委運動の担い手となる若年層の育成が大きな課題となっている。この課題への対策の一つとして、第4期中期目標において「県民大会等の事業への参加者のうち、若年層の割合及び初参加者の割合が全中期目標期間最終年度の水準を上回ること」としている。 令和2年度のアンケートの結果として、県民大会等の各事業へ参加した若年層の割合は24.9%、初参加者の割合は34.2%となり、若年層の割合は目標値を上回る結果となった。 書面で開催した都道府県推進委員全国会議の際に、若年層又は初参加者の動員増加 	<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響という困難な外部要因がある中、以下の実績を総合的に勘案し、「B」と評価する。</p> <p>【北方領土返還要求運動に係る取組への支援等】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により対面方式での事業が中止となる中で、オンライン会議システムの導入等による代替事業の実施を主催団体に促し、事業開催に当たっては啓発資材等の提供や講師派遣といった必要な支援を適切に行ったものと認められる。北方領土返還要求全国大会についても、オンライン配信を導入することにより、生中継で全国を結ぶことができ、昨年度の会場参加者よりも多数の視聴数を得た。</p> <p>【統一的アンケートの実施】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により事業参加人数を制限したこと等を受け、初参加者の割合は目標を下回っているものの、協会から各県民会議に対して若年層又は初参加者の動員増加につながった好事例を紹介するなど参加者拡大のための取組を促した結果、各県民大会等の事業で実施した統一的アンケート結果では、事業に参加した者のうち、若年層の割合は目標値を上回ったものと認められる。</p> <p>【推進委員制度及び各種会議の開催】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により対面での開催を中止せざるを得なかった会議についても、書面での開催とするなど、地域とのパイプ役である</p>	

については、取組事例の情報収集・発信の強化などにより、全国各地の取組の見える化、地域間の取組の情報共有・連携を進める。これら北方領土返還要求全国大会や都道府県等の北方領土返還要求運動に係る取組その他北方領土問題等に関するSNS等による情報発信については、各年度の件数を前中期目標期間最終年度比20%増とする。また、SNS等による情報発信の読者数又は反応数(媒体・ツール当たり)については、前中期目標期間最終年度比10%増とするよう努める。

(ウ)協会、県民会議、都道府県等の連携を緊密にするためのパイプ役として推進委員を配置し、協会の得た情報の提供を行い、その共有を図り、返還要求運動の推進を図る。

(エ)県民大会等各地の事業への若年層の参加者の割合及び初めての参加者の割合が前中期目標期間最終年度の水準を上回るよう、以下の会議を開催するなど、各県民会議等と連携し、若年層の参加及び初めての参加の拡大に向けた対策を講ずる。また、都道府県等における取組の推進については、これらの会議の活用などにより、取組事例の情報収集・地域間の取組の情報共有・連携を進める。

- 都道府県推進委員全国会議(東京/4月)
- 都道府県民会議代表者全国会議(東京/11月開催予定)
- ブロック幹事県担当者会議(東京/11月、3月開催予定)

につながった県民会議の取組を好事例として各県民会議に共有し、参加者の裾野を拡大できるような事業の検討を促した結果、参加者のうち若年層の割合は、前中期目標期間最終年度の水準を上回った。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、参加人数を制限して事業を実施せざるを得なかったことと併せ、コロナ下において、初参加者が参加をためらう状況であったことから、初参加者の割合については前中期目標期間最終年度の水準を下回る結果となった。令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、魅力的な啓発プログラムの実施やSNS等による啓発活動の広報強化を各県民会議に促していく。

	平成29年度 (目標値)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
若年層の割合	19.6%	23.4%	21.3%	24.9%
初参加者の割合	58.8%	54.4%	59.1%	34.2%
回答者数	2,973人	2,939人	3,070人	401人

○ 推進委員制度について

地域における返還要求運動の効果的、効率的な実施を目的に、協会、県民会議、都道府県の緊密な連携を図るためのパイプ役として、都道府県知事の推薦を得て理事長が任命した推進委員を47都道府県に配置している。

令和2年度は、協会から推進委員に対して、返還要求運動団体の毎月の行事予定の共有や、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催となった推進委員全国会議において令和2年度の啓発事業方針の周知を行うなど、新型コロナウイルス感染症の影響下でも、協会、推進委員、県民会議等の3者が連携し、事業を実施した。

○ 県民会議事業及び協会事業等の課題等を協議するための会議の開催について

① 都道府県推進委員全国会議について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和2年度の都道府県推進委員全国会議は、令和2年4月10日に書面により開催した。

令和2年度の啓発事業実施方針等関係資料を全国の推進委員等に送付し、協会の事業計画の周知を図るとともに、返還運動の置かれている現状を踏まえた重点項目を共有することで、同年度の返還要求運動の方向性について確認した。

② 都道府県民会議代表者全国会議及びブロック幹事県担当者会議について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和2年度の都道府県民会議代表者全国会議は対面による11月の開催を中止し、県民会議ブロック幹事県担当者会議も開催を中止した。

代わりに書面により、都道府県民会議ブロック幹事県に対して、次年度の啓発事業実施県の割り振り等について各ブロック内県民会議に対する意見照会を行った。

③ 県民会議ブロック会議(6ブロック)について

各県民会議を6ブロックに分け、ブロック内の協力及び連携を強化するとともに、課題等を協議するためのブロック会議を内閣府、都道府県民会議、都道府県主管課、

推進委員等に対して、都道府県推進員全国会議の開催等を通じて、各地域間の情報共有を図る取組が行われた。

【ホームページやSNSの活用】

ホームページのリニューアルを行い、北方領土の基礎知識や四島のガイドマップ等、親しみやすいコンテンツが整備された。

また、SNSによる情報発信数及び情報発信の読者数について、特に若年層の興味、関心を得ることを目的として、前年に引き続きイメージキャラクターのSNSアカウントを用いた投稿等を実施した結果、前中期目標期間最終年度比20%増(情報発信数)・同10%増(読者数)を達成しており、若年層に向けた情報発信の強化が認められる。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、啓発事業への初参加者割合の向上のために効果的な取組を推進していくことが重要である。

<その他事項>

特になし。

○ 県民会議ブロック会議(東京／6ブロック)

(オ) 北方領土返還要求全国大会については、協会における一連の運動の推進及び啓発の取組に活かす観点から、協会の関与の在り方の見直し、大会の成果の効果的な情報発信などを通じ、北方領土問題に対する国民の関心度や理解度の向上に努める。

(カ) 北方領土返還要求全国大会や都道府県等の北方領土返還要求運動に係る取組その他北方領土問題等に関するSNS等による情報発信の件数を前中期目標期間最終年度比 20%増とする。また、SNS等による情報発信の読者数又は反応数(媒体・ツール当たり)については、前中期目標期間最終年度比 10%増とするよう努める。

推進委員等の出席を得て、令和2年度は東海・北陸及び九州・沖縄ブロックにおいて対面で開催するとともに、対面での開催を見合わせた4ブロックにおいては書面による協議を実施した。

この会議では、ブロック内の各県民会議事業の周知及び事業実施において明らかになった課題などについて活発な意見交換が行われ、県民会議間の連携強化及び情報の共有を図った。

○ ホームページやSNS等の活用について

協会ホームページを北方領土に関する情報発信の拠点とするため、ホームページのリニューアルを行い、北方領土の基礎知識や四島のガイドマップ等を分かりやすく紹介したページの運用を開始した。

また、特に若年層の興味、関心を得ることを目的として、北方領土イメージキャラクター「エリカちゃん」のツイッター及びフェイスブックにおいて、協会事業の告知や実施事業の報告、ロシア語講座、北方領土の歴史紹介等を発信した。また、令和2年10月に新たに開設した北方領土イメージキャラクター「エリオくん」を主人公にしたツイッターにおいて、北方領土隣接地域から北方領土の情報等を発信した。

SNSによる情報発信数及び情報発信の読者数については、前年に引き続きプロジェクトチームによる投稿を実施し、令和2年8月と令和3年2月の「北方領土返還運動全国強調月間」に合わせてSNSを活用した北方領土集中啓発事業を実施することにより、いずれも前中期目標期間最終年度比 20%増(情報発信数)、同 10%増(読者数)を達成した。

・ SNSによる情報発信数(目標値: 371件)

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
情報発信数	309件	387件	495件	452件

・ SNSによる情報発信の読者数(目標値: 27,528件(各SNS読者数の合計値))

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ツイッター	14,136件	15,328件	27,359件	59,615件
フェイスブック	10,889件	10,685件	12,020件	13,348件
合計値	25,025件	26,013件	39,379件	72,963件

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-(1)-②	青少年や教育関係者に対する啓発		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、困難度	<p>【重要度：高】これまで北方領土返還要求運動の中核を担ってきた元島民の高齢化が一層進む中で、北方領土問題の解決に向けた強い意志が世代を超えて共有されることが必要。そのため、あらゆる地域、世代の国民、とりわけ次代を担う若い世代の北方領土問題に対する理解を深め、関心を高めていくことが急務であり、目に見える効果を上げることが必要。</p> <p>【難易度：高】問題への関心が相対的に低い層に情報を届け、関心と理解の底上げを図ることは容易なことではない。北方領土問題に対する関心や理解の度合いなどは、その時々社会情勢など外部要因による影響も想定される。評価においてそうしたことも考慮することを前提に、本中期目標期間において目に見える効果を上げていく必要から、チャレンジングな目標を設定。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	0197

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
協会HPに掲載する学習教材集のダウンロード数	前年度比増とする。	1,406件	4,022件	7,097件	11,741件			予算額（千円）					
								決算額（千円）					
								経常費用（千円）					
								経常利益（千円）					
								行政コスト（千円）					
								従事人員数					

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
<p>全国の青少年が、元島民等を交え、北方領土問題に対する積極的な意見交換を行う機会づくりやその成果の発信強化などにより、青少年の主体的な問題意識や活動への参加意欲を醸成する。</p> <p>また、学習指導要領の改訂を踏まえ、協会が作成する学習教材集の利活用、教育関係者による指導方法に関する研究や情報共有、その実践などを促進する。</p>	<p>返還要求運動の後継者として期待される全国の青少年を対象に、元島民や隣接地域の地方自治体等を交え、自ら解決策等を考え、主体的に意見交換を行う事業を毎年度実施し、その成果の発信強化などにより、問題の関心と理解を深め、主体的な問題意識や活動への参加意欲の醸成を図る。</p> <p>学習指導要領の改訂を踏まえ、教育関係者による指導方法に関する研究や情報共有などを促進するとともに、協会が作成している学習教材集の利活用を促進し、当該学習教材集のダウンロード数を前年度比増とするよう努める。</p>	<p>(ア)返還要求運動の後継者として期待される全国の青少年を対象に、元島民や隣接地域の地方自治体等を交え、自ら解決策等を考え、主体的に意見交換を行う事業も含め、以下の事業を実施し、事業参加者の事後活動を促進することにより成果の発信強化に努め、問題の関心と理解を深め、主体的な問題意識や活動への参加意欲の醸成を図る。</p> <p>○北方青少年少女交流事業(対象:北方領土元居住者の3世等/東京/7月予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)等の関係大臣に対し、早期解決の訴え ・同世代の少年・少女との交流を通じた北方領土研修 <p>○北方領土問題教育指導者現地研修会(対象:中学校社会科担当教諭等/根室市/8月予定)</p> <p>○北方領土ゼミナ</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会 HP に掲載する学習教材集のダウンロード数を前年度比増とする。 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年向け事業参加者が事業後も引き続き北方領土問題に対する関心を持ってもらえるように、参加者への事後活動の促進が図られているか。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 国民運動としての北方領土要求返還運動の担い手の育成及び若年層への情報発信強化に資するものか。 	<p><主要な業務実績>「B」</p> <p>○ 青少年や教育関係者に対する各種事業の実施について</p> <p>①北方青少年少女交流事業の開催</p> <p>北方領土隣接地域の1市4町に在住する北方領土元居住者の3世、4世等(中学生)に対して、北方領土問題に対する理解と認識を深めてもらうことを目的に実施している当事業について、令和2年度は、関係機関と調整を行ったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施を見送ることとなった。</p> <p>内閣総理大臣等と直接面会し北方領土問題の早期解決を訴えることは北方領土返還要求運動の後継者育成につながる重要な機会の一つでもあるため、事業の再開に向け、関係機関と調整を進めていく。</p> <p>② オンライン研修会の開催について</p> <p>令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、オンライン会議システムを使用して若年層向けの啓発事業を実施し、小学生から大学生まで幅広い若年層への啓発活動を展開した。</p> <p>小学生向けのオンライン研修会では、高知県南国市立大篠小学校と協会、根室市の北方領土元島民及び高校生をオンラインでつなぎ、元島民等による体験談の聴講と質疑応答を実施した。また、中学生及び高校生向けのオンライン研修会では、全国6地域の中学校及び高校と根室市在住の元島民をつなぎ、体験談の聴講等に加え、参加中高生からの感想表明もプログラムに盛り込み、双方向の交流を意識した研修会を実施した。</p> <p>全国の大学生等を対象として実施している「北方領土ゼミナール」についても、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のためオンライン形式で開催した。</p> <p>ゼミナールの開催に先立ち、参加学生には北方領土問題に係る事前学習を課題とし、学習の感想等を記した事前学習ワークシートを提出させることで、ゼミナール当日は参加学生による活発な意見交換がなされるよう考慮した。オンラインゼミナール当日は、元島民の講話の後、「北方領土返還要求運動はどうして必要か」をテーマにグループディスカッションを行った。</p> <p>これらの事業参加者に対してアンケートを実施し、全ての参加者から「非常に有意義だった」又は「有意義だった」との評価を受けた。北方領土返還要求運動の担い手の育成は啓発活動の重要課題の一つであり、令和3年度においても引き続き新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、着実に事業を実施していく。</p> <p>③ 北方領土に関する全国スピーチコンテストについて</p> <p>次代を担う若い世代が北方領土問題を身近な問題として捉え、この問題に関心を持ち、北方領土問題に関する歴史等を正しく理解することを目的に、全国の中学生を対象に「令和2年度北方領土に関する全国スピーチコンテスト」を実施し、3,625作品の応募があった。</p> <p>令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、最終審査会を出場中学生のスピーチ動画をYouTubeで視聴し審査するオンライン形式で実施した。</p>		<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響という困難な外部要因がある中、以下の実績を総合的に勘案し、「B」と評価する。</p> <p>【青少年や教育関係者に対する各種事業の実施】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、北方青少年少女交流事業や富山県を除く北方領土青少年等現地視察支援事業が中止とされる等の状況にあったが、オンライン会議システムを使用して若年層向けのオンライン研修会を開催し、また、北方領土に関する全国スピーチコンテストにおいてYouTubeを利用してオンライン形式による最終審査を実施するなど、代替的な事業実施を行ったものと認められる。</p> <p>また、北方領土教育用教材については、協会ホームページにおいて学習教材集を提供し、ツイッターにおいて教材集の積極的な発信を行うなど広報活動を積極的に行った結果、ダウンロード数は前年度比増となり、目標を達成しているものと認められる。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>特になし。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし。</p>

ール(対象:大学生等/根室市/9月予定)
 ○北方領土問題に関するスピーチコンテスト(対象:中学生/2月予定)

(イ)学習指導要領の改訂を踏まえ、教育関係者による指導方法に関する研究や情報共有などを促進するとともに、協会が作成している学習教材集の活用を促進し、当該学習教材集のダウンロード数を前年度比増とするよう努める。

(ウ)学校教育における北方領土教育の充実・強化を図ることを目的とする「北方領土問題教育者会議」については、北方領土に関する学習会、パネル展、作文コンクール等を始めとする事業の実施に対して、適切な支援を行う。

(エ)各都道府県の教育者会議間の連携を図るとともに、教材等の成果物の共有化等を進めるため、「北方領土問題教育者会議全国会

当事業の周知を図るため、最終選考会の審査員として教育者会議全国会議の参加教諭に参加してもらい、出場中学生のスピーチ動画を全国の県民会議や教育者会議において視聴してもらうよう依頼、併せて事業の報告書を県民会議、教育者会議等へ配付等にも取り組んだ。

令和3年度においてもより多くの参加者を集めることができるよう努めていく。

④ 北方領土問題教育者会議等について

教育者会議に対して、運営経費や啓発資料提供に加え、各県の教育者会議単独で実施した研修会及び教育者会議と県民会議が協力して実施する北方領土教育の実践授業、パネル展、作文コンクールなどの事業に対して引き続き支援を行った。

北方領土問題を授業で取り上げる際の一助として、協会ホームページにおいて学習教材集を提供しており、令和2年度においては、協会が運営する北方領土イメージキャラクター「エリカちゃん」のツイッターにおいて、教材集の積極的な発信を行うなど広報活動を積極的に行った結果、前年度のダウンロード件数を大幅に上回った。今後も学習教材集の拡充及び活用の呼びかけを行っていく。

・協会HP掲載学習教材集のダウンロード件数

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ダウンロード件数	1,406件	4,022件	7,097件	11,741件

また、書面開催となった北方領土問題教育者全国会議において、各県教育者会議の令和2年度の主な活動実績及び各県教育者会議が制作した北方領土教材に係る情報を共有することにより、学校教育の場における北方領土教育の充実及び強化を図った。

併せて、同年度に協会が実施した「北方領土問題に係る若年層への効果的な啓発の施策検討に関する調査」において、回答者の多くが北方領土問題を知るきっかけとして「学校の授業」を挙げた調査結果を共有し、引き続き学校教育現場での北方領土問題に関する実践授業等での積極的な取組を依頼した。

⑤ 北方領土青少年等現地視察支援事業について

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、当初予定していた23都府県のうち、富山県のみ現地視察事業実施となった。北方領土を自らの目で見ることや元島民の体験談を聞くことにより北方領土問題を自分ごととして認識してもらうことを目的に、現地視察前の事前研修会の実施並びに視察日程に「北方領土の視察」、「元島民体験談の聴講」及び「北方領土啓発施設の見学」を含めることを条件に、協会から当事業に対して支援を行った。参加した中学生は、地元中学校の学年集会で視察の報告を行うなどの事後活動を実施した。

参加者へのアンケートでは、「北方領土問題に対する関心が深まった」との回答がほとんどであり、特に「元島民の体験談は印象に残った」との感想が寄せられた。

新型コロナウイルス感染症の状況が見通せない状況ではあるが、現地視察事業に代わる事業の実施を教育者会議に対して促すなど、若年層に対する啓発活動に着実に取り組んでいきたい。

		<p>議」を2月に開催する。さらに、教育者会議へのアンケート等を実施することで、その活動状況を把握し、同会議での成果を教育関係者にフィードバックする。</p> <p>(オ) 県民会議等が実施する青少年現地視察事業について適切な支援を行う。</p> <p>(カ) 北方領土隣接地域への修学旅行等の誘致促進を実施し、修学旅行者の増加に結びつけることで、今後の返還運動の後継者の育成の推進を図る。</p>			
--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-(1)-③	国民一般に対する情報発信		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、困難度	<p>【重要度：高】 これまで北方領土返還要求運動の中核を担ってきた元島民の高齢化が一層進む中で、北方領土問題の解決に向けた強い意志が世代を超えて共有されることが必要。そのため、あらゆる地域、世代の国民、とりわけ次代を担う若い世代の北方領土問題に対する理解を深め、関心を高めていくことが急務であり、目に見える効果を上げることが必要。</p> <p>【難易度：高】 問題への関心が相対的に低い層に情報を届け、関心と理解の底上げを図ることは容易なことではない。北方領土問題に対する関心や理解の度合いなどは、その時々々の社会情勢など外部要因による影響も想定される。評価においてそうしたことも考慮することを前提に、本中期目標期間において目に見える効果を上げていく必要から、チャレンジングな目標を設定。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	0197

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
北方館、別海北方展望塔、羅臼国後展望塔の集客数	前中期目標期間の年度平均水準を上回る。	北方館：143,294人 別海北方展望塔：75,930人 羅臼国後展望塔：30,875人	北方館：148,204人 別海北方展望塔：75,690人 羅臼国後展望塔：32,446人	北方館：144,587人 別海北方展望塔：77,554人 羅臼国後展望塔：36,027人	北方館：84,167人 別海北方展望塔：52,403人 羅臼国後展望塔：19,393人			予算額（千円）					
								決算額（千円）					
								経常費用（千円）					
								経常利益（千円）					
								行政コスト（千円）					
								従事人員数					

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
<p>民間企業等とも連携しながら、北方領土問題に関する情報発信を大胆に強化することにより、国民一般の関心と理解を広げる。その際、情報発信の対象は若年層に重点化するとともに、地域ごとの特性なども考慮した発信を行う。新たなSNSの活用を始め発信ツールの多様化・高度化に積極的に対応するなど、効果的な発信方法を不断に検討する。具体的情報発信に当たっては、訴求対象を明確にした上で、それに応じた啓発内容や媒体をきめ細かく検討し、実施する。</p> <p>これらの取組に当たっては、協会の愛称を定めるなど、これまで運動に参加したことの無い国民が接しやすいような啓発の在り方を検討し、実施する。</p> <p>また、北方領土隣接地域の事業と連携するなどにより、北方領土を直接見る機会の増加も含</p>	<p>広く国民が北方領土問題に触れる機会を提供し、国民一般の問題への関心と理解を広げるため、情報発信を大胆に強化する。特に、情報発信の対象として若年層を重点化するとともに、地域ごとの特性なども考慮した発信を図る。具体的情報発信に当たっては、訴求対象を明確にした上で、それに応じた啓発内容や媒体をきめ細かく検討し、実施する。また、新たなSNSなどの従来活用していなかった発信ツールを用いるなど、発信ツールの多様化・高度化への積極的な対応を含め、効果的な発信方法を不断に検討する。</p> <p>これらの取組に当たっては、例えば協会の愛称を定めるなど、これまで運動に参加したことのない国民にも接しやすいような啓発の在り方を検討し、実施する。</p> <p>また、北方領土隣</p>	<p>(ア) 広く国民が北方領土問題に触れる機会を提供し、国民一般の問題への関心と理解を広げるため、情報発信を大胆に強化する。特に、情報発信の対象として若年層を重点化するとともに、地域ごとの特性なども考慮した発信を図る。具体的情報発信に当たっては、訴求対象を明確にした上で、それに応じた啓発内容や媒体をきめ細かく検討し、実施する。また、イメージキャラクター「エリカちゃん」を活用したSNSでの発信を行うとともに、引き続きホームページの充実を図り、発信ツールの多様化・高度化への積極的な対応を含め、効果的な発信方法を不断に検討する。</p> <p>(イ) (ア) の取組に当たっては、これまで運動に参加したことのない国民にも接しやすいような啓発の在り方を検討した上で以下の事業を実施する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・北方館、別海北方展望塔及び羅臼国後展望塔の各年度の集客数について前中期目標期間の年度平均の水準を上回るものとする。 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 啓発グッズの設置やイメージキャラクター「エリカちゃん」とのコラボレーション、啓発イベントの連携など、毎年度新たに民間企業等から協会の取組への協力を得られているか。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 訴求対象に応じた発信媒体の選択と発信内容の工夫等を通じ、若年層を始めとする国民一般の関心と理解を深めることに資するものか。 	<p><主要な業務実績> 「B」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国民一般に対する情報発信について ① パンフレット等の啓発用資料及び資材について <ul style="list-style-type: none"> 北方領土問題について国民が正しく理解し認識を得るため、パンフレットの作成を行い、県民会議等に提供し、県民大会、研修会、キャラバン及び署名活動等において、効果的、効率的に活用してもらうことで、北方領土問題に対する国民世論の啓発を図った。 北方領土啓発パネルも、掲載情報の更新や北方領土イメージキャラクター「エリカちゃん」とそのお友達を活用したデザインにするなど、新たに作成を行い、県民会議等に活用の働きかけを行った。 また、我が国を訪れる外国人に対して、北方領土問題や領土返還に係る我が国の主張等を正しく理解してもらう目的で、外国語パンフレット（英語・ロシア語）の作成を行い、県民会議を通じ、役所や観光地など外国人が利用する施設への設置を働きかけた。 ② VRを使用した北方領土仮想体験コンテンツの作成 <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度の新規事業として、VR映像による戦前の北方領土の暮らしや自然などを具体的に追体験してもらうことにより、北方領土問題に対する理解及び関心を深めてもらうため、啓発施設に展示を行うとともに北方領土問題に係る教材として活用してもらうことを視野に、VRコンテンツとして「一般版」及び「教育版」二種類のアプリケーションの開発を行った。 北方領土の当時の様子や景色を体験できる本コンテンツを多くの国民に視聴してもらえるよう、学習教材としての活用の呼びかけと併せて、周知に努めていきたい。 ③ 北方領土に関する標語・キャッチコピーの募集について <ul style="list-style-type: none"> 協会ホームページ及び公募専門誌・WEBサイトへの掲載並びに全国の都道府県民会議や教育者会議と連携し、学生に本件への応募を促した結果、前年度と同水準の10,450件（昨年度10,896件）の応募があった。 最優秀賞受賞作品は、啓発資料及び資材、啓発カレンダー等に掲載するなど啓発活動において有効に活用している。今後も、若年層に北方領土問題に対する関心を持ってもらう重要な機会の一つとして着実に当事業を実施していく。 ④ 啓発カレンダーについて <ul style="list-style-type: none"> 啓発用資料の一つとして「標語・キャッチコピー募集事業」の最優秀作品を年間カレンダーに取り込んだ啓発カレンダーを協会で作成しており、県民会議、北連協加盟団体、関係機関等へ配付し多くの人の目に留まるような啓発活動を実施した。 なお、当事業は一般競争入札（総合評価落札方式）により業者の選定を行い、総合評価審査委員会では、若年層（大学生）の知見も取り入れ、若年層に対してより親しみやすい啓発資料になるように工夫を行った。 	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響という困難な外部要因がある中、以下の実績を総合的に勘案し、「B」と評価する。</p> <p>【国民一般に対する情報発信】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、「北方領土ふれあい広場」等の一部事業が中止となったものの、国民全般、とりわけ若年層に対する北方領土問題の啓発、運動の裾野の拡大のため、各種啓発資料・啓発資材の作成及び標語・キャッチコピーの募集等の事業のほか、SNSを用いたキャンペーンの展開等が行われた。</p> <p>また、VRを使用した北方領土仮想体験コンテンツを開発し、北方領土の当時の様子や景色を体験できる環境を整備した。</p> <p>啓発施設の集客数については、新型コロナウイルス感染症の影響により施設の閉館を余儀なくされたこと等により、北方館、別海北方展望塔及び羅臼国後展望塔いずれも前中期目標期間の年度平均の水準を下回ったが、閉館中に館内施設の整備を行うなど、再開に向けた準備を行った。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>特になし。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし。</p>	

め、実感を伴った理解の浸透にも取り組む。北方館等の啓発施設についても、情報発信の強化などにより、集客力を向上させる。

北方領土を直接見る機会の増加も含め、実感を伴った理解の浸透にも取り組む。民間企業等との連携を進め、内閣府の協力も得つつ、啓発グッズの設置やイメージキャラクター「エリカちゃん」とのコラボレーション、啓発イベントの連携など、毎年度、新たに民間企業等から協会の取組に対する協力を得られるよう努める。なお、例えば、先の大戦の関連資料等を保有する機関などとの連携についても検討する。北方領土を目で見る運動の一環として設置された北方館、別海北方展望塔及び羅臼国後展望塔の啓発施設については周辺の観光客の動向などの外部環境も踏まえ、情報発信の強化などにより、各年度の集客数が前中期目標期間の年度平均の水準を上回るよう努める。

- パンフレット等の啓発用資料・資材の作成
- VR等の技術を使用した北方領土等の仮想体験コンテンツの作成
- 標語・キャッチコピーの募集
- 啓発カレンダーの作成
- 協会ホームページやSNSを利用した、事業実績等コンテンツの速やかな更新などの情報発信
- 国民一般、取りわけ若い世代が北方領土問題に対する関心を高めるための地方イベントと連携した事業及び「北方領土ふれあい広場」（仮称）

(ウ) 北方領土隣接地域の事業と連携するなどにより、北方領土を直接見る機会の増加も含め、実感を伴った理解の浸透にも取り組む。

(エ) (イ) の事業を含め、民間企業等との連携を進め、内閣府の協力も得つつ、啓発グッズの設置

⑤ SNS広告等による啓発について

令和2年8月と令和3年2月の北方領土返還運動全国強調月間に合わせて、広く国民に対して啓発を行うため、北方領土イメージキャラクター「エリカちゃん」のツイッター及びフェイスブック上で「北方領土エリカちゃんマスコットプレゼントキャンペーン」及びSNS上の広告掲載スペースへの北方領土問題に関する広告の掲載を行った。また令和3年2月の強調月間では、当年度に新たに開始した「エリオくん」のツイッターにおいても「マスコットプレゼントキャンペーン」の周知を行った。

当事業の結果として、約26,000件の読者数の増加につながった。引き続き、国民にとって親しみやすい啓発活動を行い、北方領土問題に対してより多くの国民が関心を持ってもらえるような取組を行っていく。

⑥ 啓発施設の有効活用について

啓発施設の集客数について、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により令和2年4月18日（土）から5月26日（火）まで全ての啓発施設の閉館を余儀なくされたため、目標とする前中期目標期間の年度平均集客数を下回る結果となった。閉館期間中は、緊急事態宣言後の再開に向けて、館内施設の整備を行った。

啓発施設からは北方領土を直接目にすることができ、多くの人に啓発施設を訪れてもらうことは北方領土返還に向けた国民世論を盛り上げることにもつながる。令和3年度においては、来館者の方が安心して啓発施設を訪れることができるよう新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じた上で、施設の運営を行うとともに「エリオくん」のツイッター等の広報媒体を用いて、集客数増加に努めていく。

・啓発施設の集客数

	前中期目標期間平均 (目標値)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
北方館	143,294人	148,204人	144,587人	84,167人
別海北方展望塔	75,930人	75,690人	77,554人	52,403人
羅臼国後展望塔	30,875人	32,446人	36,027人	19,393人

		<p>やイメージキャラクター「エリカちゃん」とのコラボレーション、啓発イベントの連携など、新たに民間企業等から協会の取組に対する協力を得られるよう努める。</p> <p>(オ) 北方領土を目で見る運動の一環として設置された北方館、別海北方展望塔及び羅臼国後展望塔の啓発施設については周辺の観光客の動向などの外部環境も踏まえ、情報発信の強化などにより、集客数が前中期目標期間の年度平均の水準を上回るよう努める。</p>		
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I- (2)	四島交流事業		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	0197

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
各事業での情報発信の回数	一事業当たり 550 件 ※協会による発信 50 件/ 事業参加者による発信 500 件	一事業当たり 550 件	①587 件 ②188 件 ③280 件	①310 件 ②435 件 ③197 件 ④391 件	— ※全ての交流事業が中止となり、事業成果に関する発信は無し。			予算額（千円）	274,452	296,621	286,619		
								決算額（千円）	238,463	261,665	310,354		
								経常費用（千円）	262,304	290,502	343,657		
								経常利益（千円）	35,578	38,220	△18,885		
								行政サービス実施コスト（千円）	264,280	—	—		
								行政コスト（千円）	—	304,966	343,657		
								従事人員数	4 人	5 人	5 人		

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
<p>北方領土問題の解決を含む日露間の平和条約締結問題が解決されるまでの間、相互理解の増進を図り、問題の解決に寄与するため、関係機関・団体と連携し、北方四島在住ロシア人と元島民、返還運動関係者等との相互交流を着実に実施する。特に、日露関係等の情勢変化に応じた内閣府等の方針に基づき、体制の整備も含め、機動的かつ適切に対応する。</p> <p>加えて、国民世論の啓発への波及効果を高める観点から、国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を広げる上で有益な者の参加や交流プログラムの工夫を図るとともに、事業成果についての徹底的かつ継続的な情報発信（事業参加者による積極的な発信の推進を含む。）、事業参加者による事後活動を推進する。</p> <p>交流プログラムについては、参加者のニーズも踏まえ</p>	<p>北方領土問題の解決を含む日露間の平和条約締結問題が解決されるまでの間、相互理解の増進を図り、問題の解決に寄与するため、関係機関・団体と連携し、各年度の計画に基づき、各回の北方四島在住ロシア人と元島民、返還運動関係者等との相互交流を着実に実施する（外部要因による中止等を除く。）。特に、日露関係等の情勢変化に応じた内閣府等の方針に基づき、体制の整備も含め、機動的かつ適切に対応する。</p> <p>加えて、国民世論の啓発への波及効果を高める観点から、国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を広げる上で有益な者の参加や交流プログラムの工夫を図る。また、各事業に関する情報を積極的に発信し（協会による発信に加え、事業参加者による発信も含む。）、SNSに</p>	<p>①北方領土問題の解決を含む日露間の平和条約締結問題が解決されるまでの間、相互理解の増進を図り、問題の解決に寄与するため、関係機関・団体と連携し、計画に基づき、各回の北方四島在住ロシア人と元島民、返還運動関係者等との相互交流を着実に実施する（外部要因による中止等を除く。）。特に、日露関係等の情勢変化に応じた内閣府等の方針に基づき、体制の整備も含め、機動的かつ適切に対応する。</p> <p>②国民世論の啓発への波及効果を高める観点から、国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を広げる上で有益な者の参加や交流プログラムの工夫を図る。また、各事業に関する情報を積極的に発信し（協会による発信に加え、事業参加者による発信も含む。）、SNSによる発信であれば一事業当たり550件以上（他の方法による発信の場合はこれに準ず</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>各事業に関連する情報発信が積極的に行われるよう必要な措置を講ずる（一事業当たりSNS等による発信550件以上）。</p> <p><その他の指標></p> <p>事業参加者の事後活動について発信する仕組みを検討する。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度計画に基づき、各事業を適切に実施したか。 ・国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を広げる上で有益な参加者について検討し、それらの者が参加する交流事業を実施したか。 ・交流プログラムについて、相互理解の増進に加え、国民世論の啓発への普及効果の増大にも資する企画を検討し、実施したか。 	<p><主要な業務実績> 「B」</p> <p>○元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流について</p> <p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により計画していた全ての事業が中止となり、平成4年の事業開始以来、初めての事態となった。四島側と相互理解を深める機会を得られなかったことは大変残念であった。</p> <p>日露両政府においては、北方四島交流等事業の重要性に鑑み、可能な限り早期に事業を実施することで一致しており、協会としても事業の再開に際して、必要な感染予防措置を講じた上で、速やかに事業を実施することが出来るように、新型コロナウイルス感染症への対策として以下のとおり取り組んだ。</p> <p>安全対策マニュアルの整備では、各実施団体との協議によって様々な視点に基づき、事業再開後の円滑な事業実施に向けた感染予防措置や危機管理対応等を盛り込んだマニュアルを作成した。</p> <p>北方四島交流等事業使用船舶「えとびりか」の改修では、病室の拡充や隔離室の確保により、万が一の緊急事態に対する備えを施すことができた。船内設備の整備や空気清浄機を各所へ設置することによって、船内換気能力の向上や環境の改善に繋がった。本改修については公表することにより、事業再開に向けた取組の周知を図った。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症への予防と緊急時における防護対策に必要な様々な装備品を調達したことによって、再開に向けた準備を整えることができた。</p> <p>「えとびりか」は船舶による唯一の渡航手段であり、感染者や感染の疑いのある者等の発生は継続的な事業実施へ影響を及ぼす懸念があることから、事業展開はより慎重かつ丁寧に取り組んでいきたいと考えている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が今後どのような動向になっていくのか未知数ではあるが、令和2年度に行った新型コロナウイルス感染症対策により事業再開に向けた準備体制を整えることができた。協会としては北方四島交流等事業の重要性に鑑み、慎重かつ丁寧に取り組むことは前提として、可能な限り早期に事業を実施できるよう、関係府省と密に連携しつつ、四島側実施団体との調整を継続し、事業の実施に当たっては、参加団員の健康や安全確保に最大限配慮していく。</p> <p>なお、このような状況の中、元島民の故郷を訪問したいとの思いに応えるため、2日間（延べ5回）にわたり実施された航空機による上空からの北方領土慰霊に対して支援を行った。</p>		<p>評価 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響という困難な外部要因により業務が実施できなかった中、以下の実績を総合的に勘案し、「B」と評価する。</p> <p>元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流については、新型コロナウイルス感染症の影響により全ての事業が中止となり、したがって協会及び事業参加者による事業成果の発信を行うこともできなかった。</p> <p>事業の再開には日露両政府間等での調整を要するところであるが、安全対策マニュアルの整備、北方四島交流等事業使用船舶「えとびりか」の改修、装備品の調達を行うなど、事業再開に向けた所要の準備行為のほか、元島民の故郷を訪問したいとの思いも踏まえ、航空機による上空からの北方領土慰霊に対する支援が適切に行われたものと認められる。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により事業実施状況が流動的であったことは事実であるが、次年度の事業実施を見据え、事業参加者による事後活動発信の仕組みの実施（本中期目標期間第4年度）に向けて検討を行う必要はあったと考えられる。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし。</p>

<p>つ、学術・文化・スポーツなどの専門家・団体とも連携し、相互理解の一層の増進につながる内容とする。</p> <p>毎年度の事業のP D C Aサイクルをより実効的に機能させるため、関係団体等の意見を聞きながら、課題と改善策を取りまとめて内閣府に報告し、改善の実現を図る。</p>	<p>よる発信であれば一事業当たり 550 件以上(他の方法による発信の場合はこれに準ずる。)行うよう必要な措置を講ずる。</p> <p>交流プログラムについては、参加者のニーズも踏まえつつ、学術・文化・スポーツなどの専門家・団体とも連携し、相互理解の一層の増進につながるとともに、国民世論の啓発への波及効果の増大にも資する企画を毎年度検討し、実施する。また、国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を広げる上で有益な参加者について検討し、それらの者が参加する交流事業を毎年度実施する。</p> <p>事業参加者の事後活動について発信する仕組みを検討し、本中期目標期間第4年度からの本格実施を図る。</p> <p>毎年度の事業のP D C Aサイクルをより実効的に機能させるため、関係団体等の意見を聞きながら、課題と改善策を取りまとめて内閣府に報告し、</p>	<p>る。)行うよう必要な措置を講ずる。</p> <p>③交流プログラムについては、参加者のニーズも踏まえつつ、学術・文化・スポーツなどの専門家・団体とも連携し、相互理解の一層の増進につながるとともに、国民世論の啓発への波及効果の増大にも資する企画を検討し、実施する。また、国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を広げる上で有益な参加者について検討し、それらの者が参加する交流事業を実施する。</p> <p>④事業参加者の事後活動について発信する仕組みを検討する。</p> <p>⑤事業のP D C Aサイクルをより実効的に機能させるため、関係団体等の意見を聞きながら、課題と改善策を取りまとめて内閣府に報告し、改善の実現を図る。</p>			
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--

	改善の実現を図る。				
--	-----------	--	--	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-（3）	調査研究		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	0197

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
調査研究結果の引用数		0件	0件	3件				予算額（千円）	7,500	5,460	17,447		
調査研究結果の利活用数		195件	195件	408件				決算額（千円）	6,106	5,668	16,179		
								経常費用（千円）	6,759	6,667	18,685		
								経常利益（千円）	1,409	△205	797		
								行政サービス実施コスト（千円）	6,825	—	—		
								行政コスト（千円）	—	6,948	18,685		
								従事人員数	4人	4人	4人		

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
北方領土の現状や北方領土問題の経緯などに関する情報・資料を保有する機関として、これまでの調査研究成果を整理し、それに対するアクセスの利便性向上を進める。また、北方領土や北方領土問題の最新動向を踏まえ、	北方領土の現状や北方領土問題の経緯などに関する情報・資料を保有する機関として、本中期目標期間第2年度までに、これまでの調査研究成果を整理し、一覧化して協会ホームページに掲載し、それに対するアクセスの利	①北方領土の現状や北方領土問題の経緯などに関する情報・資料を保有する機関として、協会ホームページに一覧化して掲載した調査研究成果に対するアクセスの利便性向上を進める。 ②北方領土や北方領土問題の最新動向を	<主な定量的指標> ・調査研究結果の引用・利活用の件数を本中期目標初年度の件数以上の水準とする。 <その他の指標> ・これまでの調査研究成果を整理し、一覧化して協会ホームページに掲載する。 ・資料の散逸、滅失を	<主要な業務実績>「B」 令和2年度は北方領土関連資料に係る事業と北方領土教育に関する調査を行った。 「北方領土関連資料の調査、収集・整備、活用事業」は、今期の中期目標及び中期計画を踏まえ、北方領土問題に関する貴重な資料の散逸や滅失を防ぎ、一元的に管理・活用することを目的として、3か年計画を立てた。 計画の初年度にあたる令和2年度は、事業方針等を定める準備期間として事業を開始し、既存の北方領土関係機関や先の大戦に係る展示機関に対して調査を行い、令和3年度に実際の資料収集業務に取り掛かる際に必要な収集方法や諸規程等をまとめた企画案を作成した。貴重な資料を適切に保存し、我が国固有の領土について歴史・文化を含めて発信することが北方領土問題に対する国民の関心と理解を深めるための前提になるとの考え方の下、令和3年度においては企画案を基に、実際の資料収集業務に着手していく。 「教育現場における北方領土教育に関する実態調査」では、北方領土教育の現場における授		評価 B <評価に至った理由> 以下の実績を総合的に勘案し、「B」と評価する。 「北方領土関連資料の調査、収集・整備、活用事業」においては、3か年の計画のうち初年度予定分について予定のとおり事業を実施したものと認められる。 また、「調査」については教育現場における北方領土教育に関する実態というテーマを設定した上で適切に実施し

<p>関係機関等にとって最も関心の高いテーマを選定して調査研究を実施する。各調査研究成果については、積極的に発信し、利活用を促進する。</p>	<p>便性向上を進める。 北方領土や北方領土問題の最新動向を踏まえ、関係機関等にとって最も関心の高いテーマを選定して調査研究を実施する。調査研究成果については、積極的に発信しつつ利活用を促進し、本中期目標期間第3年度までに、調査研究結果を利活用した者から調査研究内容についての評価を得る方策の導入を図る。また、各年度における調査研究結果の引用・利活用の件数を測定し、その翌年度以降、各年度において最初の測定年度以上の水準とするよう努める。</p>	<p>踏まえ、関係機関等にとって最も関心の高いテーマを選定して調査研究を実施する。とりわけ元島民が保有する実物資料は、北方領土が我が国固有の領土であることを証左する重要なものであるため、これらの資料の散逸、滅失を防ぐため、専門家による資料の収集範囲、分析方法、保管方法、展示及び発信方法の検討を行う。 調査研究成果については、積極的に発信しつつ利活用を促進し、調査研究結果を利活用した者から調査研究内容についての評価を得る方策の導入の検討を行う。 ③調査研究結果の引用・利活用の件数については、本中期目標初年度の件数以上の水準とする。</p>	<p>防ぐため、専門家による資料の収集範囲、分析方法、保管方法、展示及び発信方法の検討を行う。 ・北方領土や北方領土問題の最新動向を踏まえ、関係機関等にとって最も関心の高いテーマを選定して調査研究を実施する。 ・調査研究結果を利活用した者から調査研究内容についての評価を得る方策の導入の検討を行う。 ・調査研究結果の引用・利活用の件数の測定方法を検討し、測定する。 <評価の視点> 返還要求運動や協会が関わるその他の啓発活動を的確かつ効果的に推進する調査研究が実施されているか。</p>	<p>業内容や様々な取組、課題、要望などを把握することができた。若年層が北方領土を知ったきっかけのほとんどが学校の授業であることから、北方領土返還要求運動への取組も含め、より一層授業に取り入れてもらうような働き掛けを展開していきたい。北方領土への訪問機会が限られている状況下において、現場から視覚的で分かりやすいリアルな情報が必要とされていることから、令和2年度啓発事業において作成した北方領土のVRコンテンツを教材として活用してもらえよう関係機関へ働き掛けを行いたい。 また、総合学習や全校集会などの授業以外においても北方領土問題をテーマとして、積極的に取り上げてもらえるように、学習教材の提供や都道府県民会議、教育者会議、教育委員会への情報提供等を促進し、北方領土教育の強化や北方領土返還要求運動の活性化を推進していきたい。 調査研究結果は、令和元年度の引用数が最初の測定年度である平成30年の数値を上回る結果となった。調査結果の引用・利活用の件数の測定に際しては、調査終了年度の翌年度を測定期間としており、令和2年度から引用数及び利活用数の比較検証が可能となった。平成30年度の調査結果に係る引用・利活用数の結果を踏まえ、令和元年度の調査結果についてはプレスリリース及び都道府県民会議等の関係機関へ積極的に周知を行うことにより、平成30年度の成果を上回ることができた。 今後、より多くの方々に有効に引用・利活用してもらえよう、関係機関への情報提供やSNSによる発信に取り組んでいく。また、ホームページのアンケート結果は今後の事業や掲載内容の検討などに生かしていきたい。 ・調査研究結果の引用数及び利活用数</p> <table border="1" data-bbox="1320 1029 1923 1171"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引用数</td> <td>0件</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>利活用数</td> <td>195件</td> <td>408件</td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成30年度	令和元年度	引用数	0件	3件	利活用数	195件	408件	<p>ていると認められるほか、得られた結果を各種事業で活用し、北方領土返還要求運動の関係団体等に展開する見込みであるなど、調査研究結果の利活用を促進しようとしているものと認められる。 調査研究結果の引用・利活用の件数についても、プレスリリースや関係機関への周知により、令和元年度調査について所期の目標を達成しているものと認められる。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。 <その他事項> 特になし。</p>
年度	平成30年度	令和元年度												
引用数	0件	3件												
利活用数	195件	408件												

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

<p>4. その他参考情報</p>
<p> </p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-（4）	元島民等の援護		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	0197

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
								予算額（千円）	293,496	289,714	294,507		
								決算額（千円）	264,905	271,778	169,340		
								経常費用（千円）	272,214	286,585	190,092		
								経常利益（千円）	29,091	17,276	124,293		
								行政サービス実施コスト（千円）	272,595	—	—		
								行政コスト（千円）	—	304,199	190,092		
								従事人員数	2人	2人	3人		

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
元島民等が置かれている特殊な事情に鑑み、元島民等が行う返還要求運動や資料収集等の活動について、より効果的な実施のための助言を含めた支援を行う。 北方四島へのいわゆる自由訪問への支援について着実に実施する。特に、航空機による特	元島民等が置かれている特殊な事情に鑑み、元島民等が行う返還要求運動や資料収集等の活動について、それぞれの活動がより効果的に実施されるよう、助言を含めた支援を行う。 北方四島へのいわゆる自由訪問への支援について、外部要因による中止	①元島民等が置かれている特殊な事情に鑑み、元島民等が行う返還要求運動や資料収集、後継者育成等の活動について、それぞれの活動がより効果的に実施されるよう、助言を含めた支援を行う。 ②元島民等が全国の北方領土返還要求運動に果たす役割の重要性について、より理	<主な定量的指標> 特になし。 <その他の指標> ・元島民等が行う返還要求運動や資料収集等の活動について、より効果的な実施のための助言を含めた支援が行われたか。 ・自由訪問の支援を計画に基づき適切に実施したか。 ・訪問する元島民等に	<主要な業務実績>「B」 ① 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援について 元島民等の相互連携を一層強化するため、北海道庁が主催する北方墓参に併せて「北方地域元居住者研修・交流会」の開催を3回計画していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により北方墓参が中止となったことを受け、当事業も中止せざるを得なかった。 一方、署名活動や千島連盟及び各支部が実施した各種啓発活動等に対しては支援を行ったほか、元島民の高齢化に鑑み、元島民の想いを今後の返還運動の中心となる後継者につなげるため、千島連盟が実施した後継者育成事業である「北方領土問題地域学習会」に対しても支援を行った。元島民の返還への願いや返還運動の後継者育成を図ることは、今後の返還運動の推進に当たり重要な課題であり、引き続き、後継者育成につながる取組を支援していく。 上記事業は、元島民等の高齢化が進む現状において、新型コロナウイルス感染症予防対策として、オンラインによる事業の実施が難しい面もあるが、元島民等の方々の身体的負担を考慮しつつ効果的、効率的な事業の実施に向けた支援を行っていききたい。		評価 B <評価に至った理由> 新型コロナウイルス感染症の影響という困難な外部要因がある中、以下の実績を総合的に勘案し、「B」と評価する。 【元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援】 署名活動や千島連盟及び各支部が実施した各種啓発活動並びに後継者育成事業である「北方領土問題地域学習会」等に対して支援が行われた。元島民の資料・証言等の整備保存事業については、元島民のインタビューを編集可能素材

<p>別墓参など、その時々の日露関係の変化等に応じた内閣府等からの方針に基づき、体制の整備も含め、機動的かつ適切に対応する。</p>	<p>等を除き、各年度の計画に基づき、各回、適切に実施する。特に、航空機による特別墓参など、その時々の日露関係の変化等に応じた内閣府等からの方針に基づき、体制の整備も含め、機動的かつ適切に対応する。</p>	<p>解を深めるとともに、元島民等の相互の連帯を一層強化するため、「北方地域元居住者研修・交流会」を開催する。</p> <p>③北方四島へのいわゆる自由訪問への支援について、外部要因による中止等を除き、計画に基づき、各回、適切に実施する。なお、訪問する元島民等に対しては、事前研修を行う。</p> <p>航空機による特別墓参など、その時々の日露関係の変化等に応じた内閣府等からの方針に基づき、体制の整備も含め、機動的かつ適切に対応する。</p>	<p>対して事前研修を行ったか。</p> <p>・航空機による特別墓参について、内閣府等からの方針に基づき、適切に対応したか。</p> <p><評価の視点></p> <p>元島民の行う活動や自由訪問の支援、航空機による特別墓参の業務の遂行が適切に行われているか。</p>	<p>元島民の資料・証言等の整備保存事業について、元島民のインタビューを編集可能素材としてデジタル化し保存する事業、語り部の講演映像や各支部での活動映像などのオンラインストレージを利用した資料等の共有化を図る事業及び北方地域の元居住者が保有している資料等の収集事業に対して支援を行った。貴重な資料の散逸を防ぐため、収集、整理、保存することは、北方領土が我が国固有の領土であることを証明する意味においても重要である。</p> <p>当時の北方領土の暮らしぶりや様子を次世代に伝えていくことは北方領土返還に向けた機運醸成のための重要な要素の一つであり、引き続き、元島民の返還要求運動に関する取組の支援に取り組んでいく。</p> <p>② 自由訪問に対する支援等</p> <p>千島連盟を実施主体とした自由訪問に対して支援を行っており、令和2年度は、7回の訪問を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の現状に鑑み、中止を余儀なくされた。代替事業として、訪問できなかった対象地の現状を資料としてまとめ、訪問事業参加予定者398名及び関係機関に配布を行い、令和3年度の訪問事業再開に向けた機運の醸成を図った。引き続き新型コロナウイルス感染予防対策を万全に行い、実施関係機関と緊密に連携を取りながら訪問事業の再開に向けて着実に支援を行っていく。</p> <p>航空機を利用した墓参を中心とする自由訪問（いわゆる航空機による特別墓参）については、平成28年12月、山口、東京で行われた安倍総理大臣とプーチン大統領との日露首脳会談の合意に基づき、平成29年度に初の航空機による特別墓参が日露間で合意され、協会が実施主体となり、元島民の高齢化に配慮し日帰りの日程で中標津空港から国後島及び択捉島への訪問を計画及び実施した。</p> <p>令和2年度も、高齢化の進む元島民の身体的負担の軽減を更に図るため、航空機を利用した墓参を中心とした自由訪問を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の現状に鑑み、中止した。</p> <p>このような状況の中、元島民の故郷を訪問したいとの思いに応えるため2日間（延べ5回）にわたり実施された航空機による上空からの北方領土慰霊に対して支援を行った。新型コロナウイルス感染症の今後の状況を注視しながら、元島民の身体的負担の軽減を図るための訪問手段である航空機墓参を実施することが出来るよう、引き続き、訪問事業の再開に向けて着実に準備を進めていく。</p>	<p>とするデジタル化事業やオンラインストレージを利用した資料等の共有、北方地域の元居住者が保有している資料等の収集事業に対して支援が行われた。</p> <p>【自由訪問に対する支援等】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、自由訪問7回の計画が全て中止となったが、訪問できなかった対象地の現状について資料としてまとめ、訪問事業参加予定者398名及び関係機関に配布を行うなどの代替的措置に対しても適切に支援が行われた。</p> <p>また、航空機による特別墓参についても同様に中止となり、北海道庁が主催する北方墓参に併せて実施を予定していた「北方地域元居住者研修・交流会」も中止となったが、航空機による上空からの北方領土慰霊が2日間（延べ5回）にわたり実施され、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、適切な支援が行われたものと認められる。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>特になし。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし。</p>
--------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

<p>4. その他参考情報</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-（5）	北方地域旧漁業権者等への融資		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律 独立行政法人北方領土問題対策協会法第 11 条
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	0196

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期 目標期間 最終年度 値等）	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度		H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
リスク管理債権比率	全国預金取扱金融機関の 30 年度末平均比率 2.11%以下に抑制。	2.11%	2.04%	2.05%	1.80%			予算額（千円）	82,678	84,507	79,885		
融資の相談等の件数	融資の相談等の件数を前中期目標期間最終年度相談件数（464 件）以上とする。	464 件	578 件	518 件	365 件			決算額（千円）	60,455	49,068	42,900		
説明会、相談会の回数	10 回以上。	10 回	12 回	13 回	1 回			経常費用（千円）	50,519	45,704	39,241		
								経常利益（千円）	0	0	0		
								行政サービス実施コスト（千円）	116,026	—	—		
								行政コスト（千円）	—	200,726	141,910		
								従事人員数	3 人	3 人	3 人		

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価				
<p>北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和 36 年法律第 162 号）に基づき、融資事業を適切に行う。その際、北方地域旧漁業権者等が置かれている特殊な地位等に鑑み、親身になってきめ細かな相談やサービスを行う。</p> <p>融資メニューについては、社会情勢や利用者ニーズを適切に踏まえ、必要に応じ、見直しを行う。</p> <p>また、関係金融機関との連携を強化し、制度利用の活性化・円滑化を進める。</p> <p>融資メニューについては、社会情勢や利用者ニーズを適切に踏まえ、必要に応じ、見直しを行う。</p>	<p>北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和 36 年法律第 162 号）に基づき、融資事業を適切に行う。その際、北方地域旧漁業権者等が置かれている特殊な地位等に鑑み、親身になって融資に係るきめ細かな相談やサービスを行い、個別の融資対象者の事業の経営と生活の安定に向けた相談等の件数を前中期目標期間最終年度比増となるよう努める。</p> <p>関係金融機関との連携を強化し、制度利用の活性化・円滑化を進める。</p> <p>融資メニューについては、社会情勢や利用者ニーズを適切に踏まえ、必要に応じ、見直しを行う。</p>	<p>北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和 36 年法律第 162 号）に基づき、融資事業を以下のとおり行う。</p> <p>①相談件数の増加</p> <p>適切な融資事業の実施のため親身で細やかな相談やサービスを行うこととし、その相談等の件数の目標を前中期目標期間最終年度相談件数以上とする。なお、相談対応については、貸付に係るもののほか、承継や返済に関する条件変更等に係るものを含め、融資事業の目的に沿った親身な説明に努める。</p> <p>また、相談件数の増加を図るため、以下の施策を実施することとする。</p> <p>○融資対象者や承継手続きができる可能性が高い世帯へのダイレクトメールや協会ホームページ等の各種媒体や手段により、融資事業の制度や内容等の周知徹底に努める。</p> <p>○融資相談会は相談者の利便性を考慮し休日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する日）の開催も行う。</p> <p>○元島民等により構成される（公社）千島歯舞諸島居住者連盟（以下「千島連盟」という。）の道内及び富山県での支部総会における融資説明会や融資相談会を 10 回以上行う。</p> <p>②関係金融機関との連携強化</p> <p>融資制度利用の活性化・円滑化を図るため、以下の会議等を開催す</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資の相談等の件数を前中期目標期間最終年度相談件数以上とする。 ・融資説明会や融資相談会を 10 回以上行ったか。 ・リスク管理債権比率を全国預金取扱金融機関の 30 年度末平均比率 2.11%以下に抑制しているか。 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資対象者や承継手続きができる可能性が高い世帯へダイレクトメールや協会ホームページ等の各種媒体や手段で融資事業の内容等周知したか。 ・融資相談会は休日の開催も行ったか。 ・融資メニューの見直しに向けて取り組んでいるか。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資対象者による適切な融資制度利用が図られているか。 ・借入者の返済能力等を勘案しつつ審査を行っているか。 ・信用リスクの管理が適切に行われているか。 	<p><主要な業務実績>「B」</p> <p>北方地域旧漁業権者等に対する融資事業については、借入資格承継制度や融資制度の周知及び利用促進のため、ダイレクトメールの活用を主体に、オンライン相談会の開催や協会からの発送物に制度の PR チラシを同封する等の新たなツールを活用して相談件数の増加に努めたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響から計画していた融資説明会等を中止せざるを得なかったことや借入需要の減少等により、相談件数は 365 件となった。</p> <table border="1"> <tr> <td>融資相談等の目標件数</td> <td>464 件</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度実績</td> <td>365 件</td> </tr> </table> <p>ダイレクトメール実施状況は、法対象者及び生前承継者や死後承継者になり得る二世並びに平成 31 年 4 月の法令の改正により期限が設けられた手続きに係る対象者に向けて、各対象者に応じた内容のダイレクトメールを、計 5 回、11,096 名に対して発送し、コロナ禍での非接触による手段として有効活用した。</p> <p>融資説明・相談会の実施状況について、毎年根室市で開催している融資相談会は、札幌事務所と根室連絡所をオンラインでつなぎ、WEB 会議ツールを活用して実施し、開催は前年度から 1 日多い、休日を含む 3 日間の開催とし、前年よりも融資相談会での相談件数は増加した。一方、北方地域元居住者の団体である千島連盟の会合の機会に計画していた融資説明会が、新型コロナウイルス感染症の影響から、会合の中止又は書面開催により全て中止せざるを得なかったため、説明会等での合計相談件数は減少となった。</p> <p>関係金融機関との連携強化については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえて、計画していた漁業協同組合担当者会議や関係機関実務担当者会議の開催は中止としたが、承継や融資に関する変更事項及び注意事項は書面で通知を行ったほか、オンラインによる融資相談会開催の際は、根室管内 8 漁業協同組合に開催告知チラシを作成して周知の協力依頼を行うなど、連携の維持・強化に努めた。</p> <p>利用者ニーズの把握等については、利用者ニーズや社会情勢の変化等を踏まえて、自然災害に加え新型コロナウイルスのような感染症の流行にも既存貸付の条件変更が的確に行えるような見直しや貸付対象物件の火災保険の保険金請求権への質権設定基準の見直し等を検討し、令和 3 年度から施行する内部規程の改正を行った。</p> <p>利用者ニーズの収集は、新型コロナウイルス感染拡大の影響から各種相談受付時の電話による聞き取りが主体となったが、今後も法対象者や関係機関・団体との種々の接点や電子メールを活用し社会情勢の変化も確認し</p>	融資相談等の目標件数	464 件	令和 2 年度実績	365 件	<p>評価 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による予測し難い外部要因がある中、以下の実績を総合的に勘案し、「B」と評価する。</p> <p>【相談件数の増加、融資制度の周知】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響から、北方地域元居住者の団体である千島連盟の会合の機会に計画していた融資説明会を全て中止せざるを得ず、相談件数についても年度計画の定量的な指標を下回る 365 件の相談となったが、開催可能であった融資相談会は WEB 会議ツールを活用して昨年度よりも一日多く、休日も含めて実施したほか、非接触による融資制度の周知手段としてダイレクトメールを有効活用するなど、実行可能な代替的取組に努めたものと認められる。</p> <p>【関係金融機関との連携強化】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響から、関係機関実務担当者会議等の開催は中止せざるを得なかったものの、承継や融資に関する変更事項等の書面通知、オンラインによる融資相談会開催の際は関係組合に開催告知チラシを作成し周知の協力依頼を行うなど、関係機関との連携が図られたものと認められる。</p> <p>【利用者ニーズの把握等】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の流行により、対面でのニーズの収集手段が限定されていたものの、電話による聞き取りを主体として相談等受付を行い、利用者ニーズの把握に努めたものと認められる。</p> <p>【融資事業の適切な維持・継続】</p> <p>貸出審査については、資格者の高齢化等を勘案し、適切な審査が行われていると認めら</p>
融資相談等の目標件数	464 件								
令和 2 年度実績	365 件								

		<p>る。</p> <p>○漁業協同組合担当者会議(札幌/4月) ○関係機関実務担当者会議(札幌/4月)</p> <p>③利用者ニーズの把握等</p> <p>①及び②で実施する各種説明会や相談会、会議において、併せて利用者ニーズの収集を行い、社会情勢を適切に踏まえ、融資メニューの必要な見直しの検討を行う。</p> <p>(ア)千島連盟の道内及び富山県での支部総会への出席並びに千島連盟支部長・啓発推進員北対協融資業務研修会(札幌/5月)の実施により、参加者からニーズを収集する。</p> <p>(イ)関係機関実務担当者会議における情報交換及び融資事業の制度や内容等の出張説明会により、委託金融機関や転貸組合に寄せられる融資対象者からのニーズを収集する。</p> <p>(ウ)社会情勢の把握の一環として、協会融資の金利や貸付条件等の指標及び参考となる貸付制度の改定動向に関する情報収集を定期的に行い、融資メニューの必要な見直しの参考とする。</p> <p>④融資事業の適切な維持・継続</p> <p>融資事業継続の基礎となる貸付業務勘定の財務内容健全性維持のため、債権管理を適切に行い、貸付残高に占めるリスク管理債権比率を平成30年度の都市銀行及び信託銀行等を除く全国預金取扱金融機関の平均リスク管理債権比率2.11%以下に抑制する。</p>		<p>ながら収集を行い、融資メニューの見直しの参考としていく。</p> <p>融資事業の適切な維持・継続については、融資資格承継や融資利用における親身な事前相談及び的確な審査に努め、リスク管理債権については定期的な督促励行や関係金融機関との情報連携を図ることにより低減に努めた。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による業績低下や北海道東部地域の漁業不振及び借入資格者の高齢化が進展しているなか、融資事業の根拠法令の趣旨も考慮しながら、債権保全に留意しつつ極力資格者の要望に沿った貸付を行えるよう審査を行っている。</p> <p>適切な審査やリスク管理債権の発生防止と督促励行等の低減に努めた結果、競売成立による延滞債権の大口回収もあって、令和2年度末の総貸出残高に占めるリスク管理債権の割合は、目標とする都市銀行等を除く全国預金取扱機関の平成30年度末平均比率2.11%以下となる1.80%を達成した。</p> <p>法人資金については、平成20年度以降、取扱いを停止している。</p>	<p>れる。</p> <p>信用リスクの管理債権比率については、計画以上の水準を達成しており、債権保全が図られていると認められる。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>></p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響下において、融資制度の周知及び利用促進はダイレクトメールの活用やオンライン相談会の開催等による非接触による手段を積極的に活用し、丁寧な相談に努めていく必要がある。また、新型コロナウイルス感染症の流行によって流動的な社会情勢に鑑み、利用者ニーズに対応できるよう不断に各方面の情報収集に努めるとともに、収集した情報を踏まえ、法人としての対応方針を適時適切に検討していく必要がある。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし。</p>
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		⑤法人資金の停止 引き続き法人資金の貸付を停止する。			
--	--	-------------------------------	--	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

予算と決算の差額については、借入金の支払利息の減少が主な要因であり、法人がコントロールできるものではない。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ—（1）	業務の見直し		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価
<p>本中期目標期間初年度において、理事長がリーダーシップを発揮し、国民世論の啓発を中心に、事業の有効性や費用対効果の検証を行う。検証結果に基づき、既存事業の廃止や新規事業の創設、職員の関与の合理化を含む改善・効率化を徹底的に行う。なお、本中期目標が設定している指標等において行うこととしている業務も含めて見直しを行うこととし、見直しの結果に基づき、必要に応じ、指標の修正等を行う。</p> <p>また、各事業のPDCAサイクルを毎年度実効的に機能させていく。</p> <p>効果的な事業の実施のため、委託事業については、実施内容やその効果検証に主体的に関与するとともに、助成事業については、所期の目的が達成されているか等の観点から事後的な確認を着実に</p>	<p>本中期目標期間初年度において、国民世論の啓発を中心に、中期目標の指標等において行うこととされている業務も含めた事業の有効性、費用対効果についての検証を行う。検証結果に基づき、既存事業の廃止、新規事業の創設、職員の関与の合理化を含む改善・効率化の徹底を図るとともに、各事業のPDCAサイクルを毎年度実効的に機能させるよう努める。業務の見直しを踏まえ、各年度計画等において適切に業務の具体化を図っていく。</p> <p>委託事業については、実施内容やその効果検証に主体的に関与するとともに、助成事業については、所期の目的が達成されているか等の観点からの事後的な確認を着実に</p>	<p>国民世論の啓発を中心に、中期目標の指標等において行うこととされている業務も含めた事業の有効性、費用対効果についての検証を行う。検証結果に基づき、既存事業の廃止、新規事業の創設、職員の関与の合理化を含む改善・効率化の徹底を図るとともに、各事業のPDCAサイクルを実効的に機能させるよう努める。</p> <p>委託事業については、実施内容やその効果検証に主体的に関与するとともに、助成事業については、所期の目的が達成されているか等の観点からの事後的な確認を着実に</p>	<p><主な定量的指標> 特になし。</p> <p><その他の指標> 特になし。</p> <p><評価の視点> 事業の有効性、費用対効果を適切に把握し、既存事業の廃止、新規事業の創設等に取り組んでいるか。</p>	<p><主要な業務実績>「B」 協会の事業の有効性、費用対効果についての検証を行い、令和2年度は街頭ビジョンを使用した啓発事業の見直し及び老朽化した広告塔の撤去を行う一方で、当時の北方領土の暮らしの様子や自然を体験することができるVRコンテンツの作成事業及び北方領土イメージキャラクター「エリオくん」のツイッターの新設を行い、国民一般に向けた情報発信の拡充を図った。効果的な事業実施のため、委託事業の実施内容やその効果検証に主体的に関与したことに加え、助成事業については、所期の目的が達成された事業となっているか事業計画書と報告書の突合により確認を徹底するなど、事後的な確認を実施した。</p>	<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><今後の課題> 中期目標期間次年度以降においても、理事長のリーダーシップの下、事業の有効性や費用対効果の観点から業務の不断の見直しに努められたい。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>

う。					
----	--	--	--	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II—(2)—①	一般管理費の削減		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費の削減率	本中期目標期間最終年度における当該経費の総額を、前中期目標期間最終年度に対して 7% 削減する。	26,689 千円	26,304 千円 (1.4%減)	25,924 千円 (2.9%減)	25,550 千円 (4.3%減)			

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価												
運営費交付金を充当する業務について、業務の効率化を進めることなどにより、一般管理費（人件費及び一時経費を除く。）は、本中期目標期間最終年度における当該経費の総額を、前中期目標期間最終年度に対して、7%削減する。	運営費交付金を充当する業務について、業務の効率化を進めることなどにより、一般管理費（人件費及び一時経費を除く。）は、本中期目標期間最終年度における当該経費の総額を、前中期目標期間最終年度に対して、7%削減する。	運営費交付金を充当する業務について、中期計画を踏まえ、一般管理費（人件費及び一時経費を除く。）の削減を図るため、業務の効率化とより一層の事務経費の節約を励行する。	<p><主な定量的指標> 本中期目標期間最終年度における当該経費の総額が前中期目標期間最終年度に対して7%削減となるよう、業務の効率化とより一層の事務経費の節約を励行しているか。</p> <p><その他の指標> 特になし。</p> <p><評価の視点> 特になし。</p>	<p><主要な業務実績>「B」 一般管理費について、中期目標において、前中期目標期間最終年度の総額から7%削減（目標削減額 1,869 千円）することが目標となっている。令和2年度予算額はこの中期目標に基づき、前年度に対して374 千円の効率化を図り、削減目標7%の達成に向け計画どおりに削減を行った。</p> <p>※ 一般管理費（人件費及び一時経費を除く。）の削減状況を令和4年度までに平成29年度（26,689 千円）に対して7%削減する。</p> <table border="1"> <tr> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> <td>令和元年度</td> </tr> <tr> <td>26,689 千円</td> <td>26,304 千円</td> <td>25,924 千円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>令和3年度（予定）</td> <td>令和4年（予定）</td> </tr> <tr> <td>25,550 千円</td> <td>25,183 千円</td> <td>24,820 千円</td> </tr> </table>			平成29年度	平成30年度	令和元年度	26,689 千円	26,304 千円	25,924 千円	令和2年度	令和3年度（予定）	令和4年（予定）	25,550 千円	25,183 千円	24,820 千円	<p>評価 B</p> <p><評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><今後の課題> 特になし。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>
平成29年度	平成30年度	令和元年度																	
26,689 千円	26,304 千円	25,924 千円																	
令和2年度	令和3年度（予定）	令和4年（予定）																	
25,550 千円	25,183 千円	24,820 千円																	

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ—(2)—②	業務経費の効率化		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務経費の削減率	毎年度前年度比 -1%	平成 29 年度予算額 688,757 千円	一般業務勘定 6,888 千円の効率化 (1%)	一般業務勘定 7,100 千円の効率化 (1%)	一般業務勘定 7,099 千円の効率化 (1%)			

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
業務経費（特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する備船・運航に係る経費を除く。）について、毎年度、前年度比 1% の経費の効率化を図る。	業務経費（特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する備船・運航に係る経費を除く。）については、毎年度、前年度比 1% の経費の効率化を図る。	業務経費（特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する備船・運航に係る経費を除く。）については、各種支援事業等における節約を引き続き推進し、前年度比 1% の経費の効率化を図る。	<p><主な定量的指標> 業務経費（特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する備船・運航に係る経費を除く。）については、各種支援事業等における節約を引き続き推進し、前年度比 1% の経費の効率化を図る。</p> <p><その他の指標> 特になし。</p> <p><評価の視点> 特になし。</p>	<p><主要な業務実績> 「B」 一般業務勘定における業務経費については、中期目標において前年度の総額から 1% の削減が目標とされている。この目標を踏まえ、令和 2 年度予算についても、効果的な業務の実施につながるかを十分に考慮した上で業務経費の効率化を図り、令和元年度予算額から 1% の削減を行った。</p> <p>※一般業務勘定における業務経費（特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する備船・運航に係る経費を除く。）については、毎年度前年度比 1% の経費の効率化を図る。</p>		<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><今後の課題> 特になし。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>
				令和 2 年度	○一般業務勘定令和元年度予算額 (709,812 千円・一時経費除く。) から 1% (7,099 千円) の効率化を図った。	

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評価と評価に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II- (3)	給与水準の適正化		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
<p>役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与の在り方について検証した上で適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>また、職員の勤務成績を給与等に反映することにより、職員の士気を向上させ、より効率的な業務運営を図る。</p>	<p>役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与の在り方について検証した上で適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>また、職員の勤務成績を給与等に反映することにより、職員の士気を向上させ、より効率的な業務運営を図る。</p>	<p>役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与の在り方について検証した上で適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>また、職員の勤務成績を給与等に反映することにより、職員の士気を向上させ、より効率的な業務運営を図る。</p>	<p><主な定量的指標> 特になし。</p> <p><その他の指標> 特になし。</p> <p><評価の視点> ・国家公務員との比較指数を検証したか。 ・検証結果及び取組状況を公表したか。</p>	<p><主要な業務実績> 「B」 役職員の給与に関しては、政府の方針（人事院勧告等）に準じて給与規程の改正を行っている。</p> <p>給与水準については、令和2年度における当協会職員給与水準と国家公務員給与水準の比較検証を行ったところ、年齢のみを勘案したラスパイレス指数では、国家公務員を100とした場合、当協会は100.6であり、国家公務員の給与とほぼ同水準である。当協会の比較対象職員が東京都台東区及び北海道札幌市に在勤していることから、特別区及び札幌市に在勤する国家公務員と比較した地域勘案のラスパイレス指数では94.6、学歴を勘案したラスパイレス指数では97.9、地域及び学歴を勘案したラスパイレス指数では92.6であり、いずれも国家公務員より低い水準となっている。また、この状況を協会ホームページで公表した。</p> <p>福利厚生費についても規程に基づいた宿舍の事業者負担や法令に基づく健康診断など必要と認められる範囲においてのみ支出している。</p>	<p>評価 B</p>	<p><評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><今後の課題> 特になし。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評価と評価に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II- (4)	調達の合理化等		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき策定した「調達等合理化計画」を着実に実施する。契約は原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によることとし、一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。 一者応札の縮減のた	公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき策定した「調達等合理化計画」を着実に実施する。契約は原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によることとし、一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。 一者応札の縮減のた	公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき策定した「調達等合理化計画」を着実に実施する。契約は原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によることとし、一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。 一者応札の縮減のた	<p><主な定量的指標> 特になし。</p> <p><その他の指標> ・随意契約等見直し計画(平成22年3月)に基づき、随意契約及び一者応札・一者応募の見直しを行うとともに、取組状況を公表したか。 ・「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき策定した「調達等合理化計画」を着実に実施したか。</p> <p><評価の視点> ・随意契約によることのできる場合の要件を明確に定めているか。</p>	<p><主要な業務実績> 「B」 契約については、原則として一般競争入札によるものとし、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、協会の「令和2年度調達等合理化計画」を策定し、ホームページにおいて公表している。 「令和2年度調達等合理化計画」の実績等は、以下のとおり。 【競争性のない随意契約】 随意契約となった案件は3件であった。平成30年度に一般競争入札(総合評価落札方式)により複数年契約を締結した「令和2年度における独立行政法人通則法第39条による財務諸表等の監査契約」及び「四島交流等事業に使用する船舶の調達並びに備船及び運航委託に関する協定書」に基づく「令和2年度四島交流等事業に使用する船舶に係る備船及び運航委託契約」については、今回の契約が複数年契約のうちの3年目となるため、随意契約となった。「北方四島交流等事業新型コロナウイルス感染症予防装備品の調達」については、抗原検査キットの購入には提携医療機関等を通す必要があったことから、市立根室病院を所管する根室市へ本調達案件を委託したところ、年度内に納品が可能な事業者として一者のみが提示されたため、随意契約となった。 【一者応札・一者応募】 公告期間の長期確保や仕様書の改善などを図ったが、「北方領土啓発パネルの制作業務」が1者応札、1者応募の該当案件となった。 【重点的に取り組む分野】 啓発施設に関する調達について、遠隔地での調達であることなどを踏まえ、地元関係機関等の理解と協力を得て、公告、説明会及び開札場所等の検討を行い、コストの節減、参入に努めることとしたが、令和2年度にお</p>		<p>評価 B</p> <p><評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評定結果が妥当であると確認できた。</p> <p><今後の課題> 一者応札・一者応募となったものについては、要因を分析の上、改善に努められたい。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>

<p>め、十分な公告期間の確保や、新規参入者を考慮した仕様書の見直しなどを図る。また、国民世論の啓発等の事業の実施に係る調達に当たって、受託先に対しても事業の目標設定を求める手法について検討し、実施する。</p>	<p>め、十分な公告期間の確保や、新規参入者を考慮した仕様書の見直しなどを図る。また、国民世論の啓発等の事業の実施に係る調達に当たって、受託先に対しても事業の目標設定を求める手法について検討し、実施する。</p>	<p>め、十分な公告期間の確保や、新規参入者を考慮した仕様書の見直しなどを図る。また、国民世論の啓発等の事業の実施に係る調達に当たって、受託先に対しても事業の目標設定を求める手法について検討し、実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札における公告期間・公告方法等について、会計規程等において明確に定めているか。また、公告期間の下限を国と同様の基準としているか。 ・予定価格の作成・省略に関して、会計規程等において明確に定めるとともに、作成を省略する場合、省略する理由や対象範囲を明確かつ具体的に定め、省略できる基準を国と同額の基準としているか。 ・総合評価方式、企画競争及び公募を実施する場合、要領・マニュアル等を整備しているか。 ・事務の実施状況について継続的に検証を行っているか。 ・審査体制の実効性を確保するために、審査担当から理事長に対し報告等を適宜行っているか。 ・監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けたか。 	<p>いては、啓発施設に関する調達はなかった。</p> <p>1者応札、1者応募の改善については、公告期間の長期確保や仕様書の改善などを図ったが、「北方領土啓発パネルの制作業務」が1者応札、1者応募となった。本件について、参加希望のあった者からの事情聴取の結果分析を踏まえ、企画期間、見積期間を更に十分確保するなど、「1者応札、1者応募にかかる改善方策」を徹底し、令和3年度以降の改善に努めていく。</p> <p>【調達に関するガバナンスの徹底】</p> <p>政府から発せられた独立行政法人に対する随意契約等に関する通達及び調達等合理化計画、契約監視委員会の点検・見直し結果を踏まえ、競争性のある調達手続の実施に努めた。</p> <p>また、不祥事の発生未然防止・再発を防止するための取組として、適切な契約事務を行うため、随意契約要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略、総合評価方式や複数年契約等について、国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱細則等の内部規程に定めて契約事務の適正化に努めた。</p> <p>契約事務の審査機関として、随意契約審査委員会、総合評価審査委員会、外部有識者等で構成される契約監視委員会などの審査組織を活用するなど、契約事務の適正化に努めた。</p> <p>これらに基づき、内部決裁により十分な審査をするとともに、監事監査では、入札や契約行為が規程に従い適正に実施されているかどうか、契約書等の関係資料の監査や会計執行者等への聴取などを行った。また、会計監査人からは財務諸表監査の枠内において監査を受けている。</p> <p>【契約監視委員会の活用】</p> <p>契約監視委員会では、調達等合理化計画の策定及び当該年度の個々の契約案件の点検等を行った。</p>	
------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

<p>4. その他参考情報</p>
<p> </p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ—（１）	運営費交付金の算定		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務経費の削減率								

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
<p>独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を強化する。</p> <p>財務内容等の透明性を確保し、協会の活動に対する理解促進を図る観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を進める。</p> <p>更なる自己収入の確保のための方策について、具体的な検討を行う。</p>	<p>独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を強化する。</p> <p>財務内容等の透明性を確保し、協会の活動に対する理解促進を図る観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を進める。</p> <p>更なる自己収入の確保のための方策について、具体的な検討を行う。</p>	<p>独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を強化する。</p> <p>財務内容等の透明性を確保し、協会の活動に対する理解促進を図る観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を進める。</p> <p>更なる自己収入の確保のための方策について、具体的な検討を行う。</p>	<p><主な定量的指標> 特になし。</p> <p><その他の指標> 特になし。</p> <p><評価の視点> ・運営費交付金について、債務残高を踏まえ、厳格に算定を行ったか。 ・決算情報・セグメント情報の公表の充実を含め、財務内容等の一層の透明性の確保がなされたか。</p>	<p><主要な業務実績> 「B」</p> <p>運営費交付金を、交付の時点で厳格に算定するとともに、事後においても、会計監査人及び監事により監査を受けた財務諸表及び決算報告書により、法人全体の決算情報のほか、一般業務勘定及び貸付業務勘定に区分したセグメント情報を法令等に基づき、官報及び協会ホームページで公表し、公表の充実及び財務内容の透明性の確保に努めた。</p>	<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><今後の課題> 特になし。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>	

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評価と評価に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ—（２）	一般業務勘定		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
短期借入金限度額	年間5千万円以内	—	—	—	—			

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
<p>独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を強化する。</p> <p>財務内容等の透明性を確保し、協会の活動に対する理解促進を図る観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を進める。</p> <p>更なる自己収入の確保のための方策について、具体的な検討を行う。</p>	<p>運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を年間5千万円とする。</p>	<p>運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を年間5千万円とする。</p>	<p><主な定量的指標> 短期借入金の借入限度額を年間5千万円とする。</p> <p><その他の指標> 特になし。</p> <p><評価の視点> 特になし。</p>	<p><主要な業務実績> 該当なし。</p>	<p>評価 ー</p> <p><評価に至った理由> 実績がないため、評価の対象外。</p> <p><今後の課題> 特になし。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>	

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評価と評価に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ—（３）	貸付業務勘定		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
短期借入金限度額	年間 14 億円以内	—	3 億 2,000 万	4 億 3,000 万	2 億円			

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価														
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価								
<p>独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を強化する。</p> <p>財務内容等の透明性を確保し、協会の活動に対する理解促進を図る観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を進める。</p> <p>更なる自己収入の確保のための方策について、具体的な検討を行う。</p>	<p>貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできるとし、その限度額を年間 14 億円とする。</p>	<p>貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできるとし、その限度額を年間 14 億円とする。</p>	<p><主な定量的指標> 貸付事業に係る短期借入金額。</p> <p><その他の指標> 特になし。</p> <p><評価の視点> 短期借入金の借入を行うこととした理由、その用途は適正か。</p>	<p><主要な業務実績> 「B」 貸付業務勘定においては、実際の資金繰り状況に合わせて効率的に資金調達をするために長期借入金（無担保扱い）をするまでの「つなぎ資金」として借り入れた。資金計画では、9 億 6,000 万円の借入を予定していたが、実績では、資金繰り上最低限必要であった 2 億円を借り入れた。</p>		<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><今後の課題> 特になし。</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><その他事項> 特になし。</td> </tr> </table>	評価	B	<評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。		<今後の課題> 特になし。		<その他事項> 特になし。	
評価	B													
<評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。														
<今後の課題> 特になし。														
<その他事項> 特になし。														

注 3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評価と評価に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ—（４）	重要な財産の処分等に関する計画		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
長期借入金の借入先金融機関への担保に供する基金資産額	基金資産10億円を担保に供しているか。	10億円	10億円	10億円	10億円			

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
<p>独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を強化する。</p> <p>財務内容等の透明性を確保し、協会の活動に対する理解促進を図る観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を進める。</p> <p>更なる自己収入の確保のための方策について、具体的な検討を行う。</p>	<p>低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。</p>	<p>低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。</p>	<p><主な定量的指標> 担保に供する基金資産額。</p> <p><その他の指標> 特になし。</p> <p><評価の視点> ・担保の差し入れ先の提供方法は妥当か。 ・低利な資金調達が可能となっているか。</p>	<p><主要な業務実績>「B」 設立時に国から交付された10億円の基金については、長期借入金取引のある民間金融機関において預入期間1年の定期預金で運用し、借入金の担保に供している。資金調達を安定的に行うこと等を念頭に様々な業態の金融機関から選定しており、現在の預入先は、北洋銀行4億円、北海道信漁連2億5,000万円、信金中央金庫3,180万円、三菱UFJ銀行1億円、大地みらい信用金庫2億1,820万円としている。貸付金原資の確保のために毎年継続的に長期借入金を借り入れることが想定されるため、担保の提供方法は根拠権としている。令和2年度においては、担保差入金額までの長期借入金については、預入利率プラス0.5%で預入利率の違いにより0.502%から0.510%、それ以外の長期借入金については、長期プライムレートの1.000%という低利率で資金調達することができた。</p>	<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><今後の課題> 特になし。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>	

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評価と評価に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV- (1)	内部統制の充実・強化		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
<p>法人としての説明責任を十分に果たすため、理事長等からの指揮命令系統や情報伝達・共有の仕組みなど意思決定プロセスを明確化、文書主義の徹底を進める。</p> <p>業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、財務報告等の信頼性を確保する内部統制の充実・強化のため、監事と内部統制推進部門との連携等による監事機能の実効性の更なる向上や、前中期目標期間中に整備した内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を通じた不断の見直しに取り組む。</p>	<p>法人としての説明責任を十分に果たすため、理事長等からの指揮命令系統や情報伝達・共有の仕組みなど意思決定プロセスを明確化するとともに、文書主義の徹底を図る。</p> <p>業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、財務報告等の信頼性を確保する内部統制の充実・強化のため、監事と内部統制推進部門との連携等による監事機能の実効性の更なる向上や、前中期目標期間中に整備した内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を通じた不断の見直しを図る。</p>	<p>法人としての説明責任を十分に果たすため、理事長等からの指揮命令系統や情報伝達・共有の仕組みなど意思決定プロセスを明確化するとともに、文書主義の徹底を図る。</p> <p>業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、財務報告等の信頼性を確保する内部統制の充実・強化のため、監事と内部統制推進部門との連携等による監事機能の実効性の更なる向上や、前中期目標期間中に整備した内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を通じた不断の見直しを図る。</p>	<p><主な定量的指標> 特になし。</p> <p><その他の指標> 特になし。</p> <p><評価の視点> ・理事長等からの指揮命令系統や情報伝達・共有の仕組みなど意思決定プロセスを明確化されているか。 ・監事と内部統制推進部門との連携がとれているか。</p>	<p><主要な業務実績>「B」</p> <p>内部統制に関し、コンプライアンスの実践の徹底を図るため、関係法令及び内部規程等に関して、遵守を徹底した上で日々の業務に取り組むよう機会を捉えて役職員に注意喚起を行った。</p> <p>協会は常勤職員22名（令和2年度末時点）と小規模な組織であるため、理事長への報告・連絡・相談の徹底を繰り返し喚起している。また、理事長等の役員が組織運営方針を職員に伝えるため及び職員間の情報共有を図るため、札幌事務所も含めた定例の事務局（事務所）会議を実施している。当会議について、緊急事態宣言中は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対面による開催を中止し、メール等により情報共有を図った。</p> <p>また、業務の進捗状況の適切な管理を実現するため、各担当は年度計画に基づいたアクションプランを策定しており、各行程において適宜、相談及び結果報告を理事長等の役員に行っている。</p> <p>協会内部のマネジメント等を含む業務を監査する監事は、監事監査の機会のみでなく、日常より理事長を始めとする役職員と密接なコミュニケーションを図り、協会内の現状の把握に努めている。また、監事監査の結果は監事より理事長に報告しており、理事長は監事等との意見交換等を通して内部統制の現状の把握とコンプライアンスの浸透に努めている。</p>	<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><今後の課題> 特になし。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>	

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評価と評価に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV—（2）	公文書管理、個人情報保護、情報公開、情報セキュリティ対策		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
<p>内部統制の充実・強化と連動して、法人文書の管理、個人情報の保護、情報公開について、法令等に基づき、適正に対応する。その際、法令の改正や行政機関における運用の動向等を十分に踏まえ、規程の整備や組織としての意識・対応力を向上させるための措置をとる。</p> <p>情報セキュリティ対策については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、関係規程類を適時適切に見直し、整備する。これに基づき、情報セ</p>	<p>内部統制の充実・強化と連動して、法人文書の管理、個人情報の保護、情報公開について、法令等に基づき、適正に対応する。その際、内閣府の協力を得つつ、法令の改正や行政機関における運用の動向等を十分に踏まえ、規程の整備や組織としての意識・対応力を向上させるための措置を講ずる。</p> <p>情報セキュリティ対策については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、関係規程類を適時適切に見直し、整備することに努めるとともに、これに基</p>	<p>内部統制の充実・強化と連動して、法人文書の管理、個人情報の保護、情報公開について、法令等に基づき、適正に対応する。その際、内閣府の協力を得つつ、法令の改正や行政機関における運用の動向等を十分に踏まえ、規程の整備や組織としての意識・対応力を向上させるための措置を講ずる。</p> <p>情報セキュリティ対策については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、関係規程類を適時適</p>	<p><主な定量的指標> 特になし。</p> <p><その他の指標> 特になし。</p> <p><評価の視点> ・内部統制の充実・強化と連動して、法人文書の管理、個人情報の保護、情報公開について、法令等に基づき、適正に対応しているか。 ・情報セキュリティ対策の規程の整備や組織としての意識・対応力を向上させるための措置を講じたか。</p>	<p><主要な業務実績>「B」 公文書管理については、担当職員を国立公文書館主催の研修へ派遣し、公文書管理に必要な知識の習得及び更新を図るとともに、協会の全ての役職員を対象として公文書管理研修を実施し、日常の業務を通して作成する法人文書を適切に管理及び保存することを促した。 個人情報保護、情報公開及び情報セキュリティ対策については、政府の基準に沿って協会の各規程を運営しており、併せて協会内で情報セキュリティ研修を実施し、役職員へサイバー攻撃への対処法及び情報セキュリティの重要性等について周知を行った。</p>	<p>評価 B</p> <p><評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><今後の課題> 特になし。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>	

<p>セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより対策の改善を図る。</p>	<p>づき、情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化を図るとともに、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより対策の改善に努める。</p>	<p>切に見直し、整備することに努めるとともに、これに基づき、情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化を図るとともに、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより対策の改善に努める。</p>			
----------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

<p>4. その他参考情報</p>
<p></p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV— (3)	人事・労務管理		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
情勢変化に柔軟に対応するとともに、常に新たな発想をもって業務を遂行していくため、また、組織としての国際的なコミュニケーション能力を向上するため、研修への参加の奨励や外部組織との人材交流の検討等を含め、計画的な人材の確保・育成の取組を進める。また、上述の業務の大胆な効率化と相まって、長時間労働の防止、育児・介護等との両立支援等の働き方改革を進め、職員の士気の向上、働きやすい職場環境の整備を行う。	情勢変化に柔軟に対応するとともに、常に新たな発想をもって業務を遂行していくため、また、組織としての国際的なコミュニケーション能力を向上するため、研修への参加の奨励や外部組織との人材交流の検討等を含め、計画的な人材の確保・育成を図る。また、上述の業務の大胆な効率化と相まって、長時間労働の防止、育児・介護等との両立支援等の働き方改革を進め、職員の士気の向上、働きやすい職場環境の整備を図る。	情勢変化に柔軟に対応するとともに、常に新たな発想をもって業務を遂行していくため、また、組織としての国際的なコミュニケーション能力を向上するため、研修への参加の奨励や外部組織との人材交流の検討等を含め、計画的な人材の確保・育成を図る。また、上述の業務の大胆な効率化と相まって、長時間労働の防止、育児・介護等との両立支援等の働き方改革を進め、職員の士気の向上、働きやすい職場環境の整備を図る。	<p><主な定量的指標> 特になし。</p> <p><その他の指標> 特になし。</p> <p><評価の視点> ・計画的な人材の確保、育成が図られているか。 ・業務を効率化させ、職員の働きやすい職場環境の整備に努めているか。</p>	<p><主要な業務実績>「B」 柔軟で流動的な組織を目指し、効果的及び効率的事業の推進のための業務体制等の検討を行った結果、平成17年4月に組織規程の改正を行い、課制を廃止（事務局総務課を除く。）し、スタッフ制を採用しており、職員の適正を見極めた上で人員配置を行うよう努めた。 組織見直しの結果によるスタッフ制の導入を受け、より機能的な組織運営及び各職員の業務遂行能力の一層の向上を図るため、協会主体の研修の実施や他機関主催の各種研修へ職員を積極的に派遣し、職員の能力の向上を図った。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で対面による研修が多数中止されたものの、中止された研修の資料を電子媒体で共有するとともに、協会が主催する研修についてはオンラインで実施する等の代替措置を行った。 今後も研修等を有効活用し、職員の能力及び業務効率化に積極的に取り組んでいく。</p>		<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><今後の課題> 特になし。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV— (4)	剰余金の使途		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費の削減率								

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
	剰余金は、職員の研修機会の充実、分かりやすい情報提供の充実等に充てる。	剰余金は、職員の研修機会の充実、分かりやすい情報提供の充実等に充てる。	<主な定量的指標> 特になし。 <その他の指標> 特になし。 <評価の視点> 特になし。	<主要な業務実績> 該当なし。	評価 — <評価に至った理由> 実績がないため、評価の対象外。 <今後の課題> 特になし。 <その他事項> 特になし。	

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評価と評価に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV—（5）	施設及び整備に関する計画		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
	啓発施設について、業務の適正かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び当該施設の老朽化等に伴う施設の整備改修等を適宜行う。	啓発施設について、業務の適正かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び当該施設の老朽化等に伴う施設の整備改修等を適宜行う。	<主な定量的指標> 特になし。 <その他の指標> 特になし。 <評価の視点> 特になし。	<主要な業務実績> 該当なし。		評価 ー <評価に至った理由> 実績がないため、評価の対象外。 <今後の課題> 特になし。 <その他事項> 特になし。

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評価と評価に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV—（6）	中期目標期間を超える債務負担		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
	中期目標期間中の業務を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。	中期目標期間中の業務を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。	<主な定量的指標> 特になし。 <その他の指標> 特になし。 <評価の視点> 特になし。	<主要な業務実績> 該当なし。	評価 —	<評価に至った理由> 実績がないため、評価の対象外。 <今後の課題> 特になし。 <その他事項> 特になし。

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評価と評価に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報